

厚生労働省政策評価に関する有識者会議  
社会保険庁の目標設定及び実績評価に係るワーキンググループ  
議事次第(第1回)

平成20年3月5日(水)  
17:00~19:00  
省議室(9階)

1 開会

2 議事

- (1) 座長、座長代理の選出について
- (2) 平成20年度において社会保険庁が達成すべき目標(案)について
- (3) その他

3 閉会

<配布資料>

- 資料1 「政策評価に関する有識者会議開催要項」及び「政策評価に関する有識者会議社会保険庁の目標設定及び実績評価に係るワーキンググループの編成について」
- 資料2-1 厚生労働省における実施庁評価について
- 資料2-2 社会保険庁の事務の実施基準及び準則について
- 資料3 社会保険庁の組織・業務等について
- 資料4-1 平成19年度において社会保険庁が達成すべき目標について
- 資料4-2 平成20年度において社会保険庁が達成すべき目標(案)
- 資料4-3 「平成20年度において社会保険庁が達成すべき目標(案)」  
(平成19年度目標との対比表)
  
- 参考資料1 平成18年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価

## 政策評価に関する有識者会議 開催要項

平成 15 年 9 月  
厚生労働省政策統括官決定  
平成 18 年 2 月改正  
平成 20 年 2 月改正

## 1 趣旨

政策評価については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）や「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）において、学識経験を有する者の知見を活用することが求められている。これらを踏まえ、厚生労働省が行う政策評価の客観性及び有効性を高めることを目的として、専門家の参集を求め、政策評価に関する助言等を得るため、「政策評価に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催することとする。

## 2 検討事項

会議においては次に掲げる事項を中心として検討を行う。

- ① 厚生労働行政に係る政策評価手法等について
- ② 厚生労働省の政策評価体制について
- ③ 特定のテーマごとの政策評価の手法について
- ④ 厚生労働大臣が行う社会保険庁が達成すべき目標の設定及び目標に対する実績の評価について
- ⑤ その他

## 3 会議の運営

- (1) 会議は、政策統括官が学者、研究者等の参集を求めて開催する。なお、参集に係る期間は、政策評価法第6条の規定に基づく厚生労働省における政策評価に関する基本計画の期間とする。
- (2) 2に掲げる検討事項のうち、専門の事項を調査するため必要があるときは、ワーキンググループを編成することができる。また、ワーキンググループにおいては、政策統括官は、必要に応じ、会議参集者以外の者の参集を求めることができる。
- (3) 会議は、その定めるところにより、ワーキンググループの意見をもって会議の意見とすることができる。
- (4) 会議は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開とする。
- (5) 会議の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省政策統括官付政策評価官室において行う。
- (6) この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## 政策評価に関する有識者会議社会保険庁の目標設定及び実績評価に係るワーキンググループの編成について

### 1. 趣旨

「政策評価に関する有識者会議開催要項」の3の(2)の規定に基づき、政策評価に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の参集者及びその他の専門家（以下「参集者等」という。）の協力を得て、「社会保険庁の目標設定及び実績評価に係るワーキンググループ」（以下「社会保険庁WG」という。）を編成する。

### 2. 検討事項

社会保険庁WGにおいては、次に掲げる事項を中心として検討を行う。

- ① 中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が設定する社会保険庁が達成すべき目標
- ② 中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が行う①の目標に対する実績の評価
- ③ その他

### 3. 社会保険庁WGの運営等

- (1) 参集者等の参集に係る期間は、2. ①の目標設定及び2. ②の評価が行われる期間とする。
- (2) 有識者会議が定めるところにより、社会保険庁WGの意見を有識者会議の意見とすることができる。
- (3) 社会保険庁WGは、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き公開とする。
- (4) 社会保険庁WGに座長を置き、参集者等の互選により選任する。
- (5) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する参集者等が、その職務を代理する。
- (6) 緊急の必要があるときは、座長は、参集者等の意見を聴いて、社会保険庁WGの意見を決定することができる。
- (7) 社会保険庁WGの庶務は、厚生労働省政策統括官付政策評価官室において行う。

# 1. 厚生労働省における実施庁評価について

厚生労働大臣は、中央省庁等改革基本法等に基づき、平成13年度より、毎年度開始前に社会保険庁長官に対して「達成すべき目標」を示し、当該年度終了後に、社会保険庁長官からの実績報告に基づく評価を行っている。

## 【根拠法令】

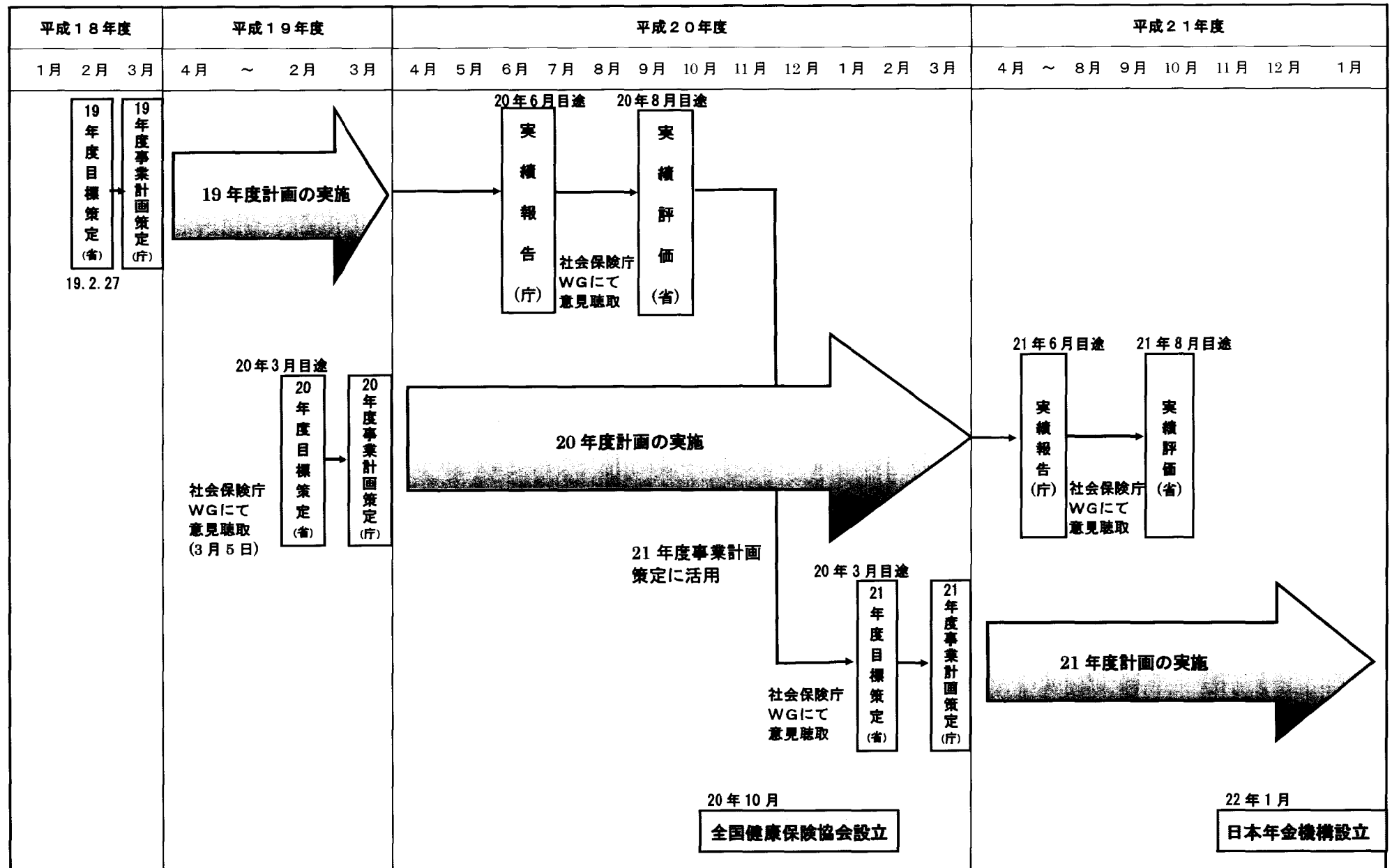
中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)第16条

6 政府は、主として政策の実施に関する機能を担う庁(以下この条において「実施庁」という。)について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

- 一 府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るもの(当該府省の企画立案に関する事務に密接に関連する権限その他当該府省の長の権限として留保する必要があるものを除く。)を、法律により、当該実施庁の長に委任すること。
- 二 前号の場合において、府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。
- 三 前二号の場合における府省の長の実施庁の業務についての監督は、前号に規定するものの範囲に限定することを基本とすること。
- 四 実施庁の長において、その内部組織をより弾力的に編成することができる仕組みとすること。

注)他の実施庁としては、国税庁(財務省)、特許庁(経済産業省)、防衛施設庁(防衛省)、海上保安庁(国土交通省)等がある。

## 2. 社会保険庁の実績評価の流れ（イメージ）



(省)：厚生労働大臣 (庁)：社会保険庁長官

※ 21年度計画については平成22年に実績評価を実施

### 3. 厚生労働省における政策評価に関する基本計画

- 厚生労働大臣は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(政策評価法)に基づき、その所掌に係る政策について、計画期間、政策評価の実施に関する方針等を定めた基本計画を定め、政策評価を行っている。
- 「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」(第2期基本計画)は、平成19年度から23年度までを計画期間として平成19年3月に策定され、同計画においては、社会保険庁については、中央省庁等改革基本法の規定に基づく厚生労働省の実施庁として、実施庁が達成すべき目標の設定及び目標に対する実績の評価を実施することとされている。
- また、同計画においては、目標の設定及び実績評価の実施に当たっては、学識経験を有する第三者の知見の活用に努めることとされている。

#### 厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第2期)(抄)(平成19年3月30日厚生労働大臣決定)

##### 4 社会保険庁の実績評価

社会保険庁については、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号。以下4において「基本法」という。)第16条第6項の規定に基づく厚生労働省の実施庁として、同項に規定する実施庁が達成すべき目標(以下4において「目標」という。)の設定及び目標に対する実績の評価(以下4において「実績評価」という。)について、以下のとおり実施するものとする。

なお、目標の設定及び実績評価の実施に当たっては、学識経験を有する第三者の知見の活用に努めるものとする。

##### (1) 目標の設定及び公表

政策評価官室及び関係部局(基本法第16条第6項に規定する実施庁の長にその権限が委任された事務に係る政策の企画立案を担う部局をいう。以下4において同じ。)は、「社会保険庁の事務の実施基準及び準則」(平成13年3月30日厚生労働事務次官依命通達)に定める事務について、各年度の目標を前年度中に設定し、その結果を厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて通知するとともに、速やかに公表する。その際、政策評価官室は、目標の取りまとめ及び社会保険庁長官への通知並びに公表に係る事務を担う。

(※実施基準及び準則については資料1-2参考)

##### (2) 実績評価の実施及び公表

政策評価官室及び関係部局は、実施計画において別途定める時期に、目標の達成状況について社会保険庁から報告を受け、その報告をもとに実績評価を実施し、その結果を実績評価書として厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて通知するとともに、速やかに公表する。その際、政策評価官室は、当該実績評価書の取りまとめ及び社会保険庁長官への通知並びに公表に係る事務を担う。

また、政策評価官室及び関係部局は、評価結果を次年度の目標の設定に反映させるとともに、関係部局は、評価結果を政策の企画立案に活用することとする。

## 4. 総務省による実施庁に係る実績評価に関する調査に基づく通知

- 総務省行政評価局は、総務省設置法に基づき、行政改革の推進・実効確保等を図るため、各府省の業務の実施状況について、合規性、適正性、効率性等の観点から調査を行い、その結果に基づき、行政運営の改善を図るため、各府省に対して勧告等を行っている。
- 総務省は実施庁に係る実績評価について調査を行い、平成16年7月に関係省庁に通知した。主な内容は以下のとおり。
  - ・ 目標の設定や実績の評価を行う際に、有識者等第三者の知見の活用に努めること。
  - ・ 実績評価書の作成・公表の早期化を図ること。

### 実施庁に係る実績評価に関する調査に基づく通知(平成16年7月総務省行政評価局)(抄)

#### (1) 目標の設定及び実績の評価

##### イ 目標の設定及び実績の評価の的確かつ効果的な実施

関係省庁は、実施庁に係る実績評価の的確かつ効果的な実施を推進する観点から、所管する個々の実施庁の業務内容を勘案しつつ、各省庁の実施状況を参考に、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 目標に関し達成する水準が明確にされていないものがある省庁においては、可能な限り具体的かつ定量的な目標の設定に努めること。
- ② 目標の達成度合いについての判定に当たっては、その基準を設定することなどにより、判定方法の明確化に努めること。
- ③ 目標の設定や実績の評価を行う際に、有識者等第三者の知見の活用に努めること。

#### (2) 公表等の推進

関係省庁は、目標、評価結果等を公表するに当たっては、国民が分かりやすい情報を迅速かつ容易に入手できるようにするため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 実績評価書の作成・公表の早期化を図ること。
- ② 実績評価書の要旨の作成・公表に努めること。
- ③ 目標、実績評価書等のHPへの掲載に当たっては、複数年度分の掲載に努めること。
- ④ その他、各府省における目標、評価結果等の公表に関する工夫例を参考に、一層積極的な公表に努めること。

平成 13 年 3 月 30 日厚生労働事務次官決定

## 社会保険庁の事務の実施基準及び準則

### I 実施基準

社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「社会保険事業」という。）の保険者として、適正かつ安定的に事業を運営するとともに、厚生労働省設置法等により、その任務とされた事務を適正に実施する。

また、事業の運営に当たっては、常に国民の立場に立ち、透明性の確保を図るとともに、事務の効率化を進め、もって、社会保険事業に対する国民の理解と信頼を得る。

### II 事務の実施準則

#### 1 適用事務に関する事項

- (1) 政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る各種届書等の適正な届出及び早期提出について、事業主（船舶所有者を含む。以下同じ。）及び被保険者に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (2) 事業主に対する的確かつ効率的な調査を行うことにより、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る被保険者（被扶養者を含む。）に係る資格及び標準報酬等を適正に把握すること。
- (3) 国民年金の未加入者の把握及び確実な適用に努めること。
- (4) 国民年金の第一号被保険者及び第三号被保険者に係る被保険者種別変更の届書等の適正な届出及び早期提出について、被保険者等に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (5) 年金に関する被保険者記録については、正確に管理すること。
- (6) その他被保険者等の適用については、関係法令に基づき適正に行うこと。



## 2 保険料等収納事務に関する事項

- (1) 政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る保険料並びに児童手当事業に係る拠出金（以下「保険料等」という。）の収納の確保については、事業主に対する制度啓発、口座振替の促進等により、保険料等の納期内の納入を促進すること。
- (2) 保険料等を滞納する事業主に対する納付の督促及び国税滞納処分の例による処分を確実に実施すること。
- (3) 国民年金の保険料の収納については、年金制度及び保険料納付の重要性についての啓発、納付督促、口座振替の促進、納付しやすい環境づくりを進めるとともに、より一層効果的な収納確保方策について工夫し、適正な収納に努めること。
- (4) 介護保険法に基づく介護保険料の徴収事務については、円滑な実施を図ること。
- (5) その他保険料等の収納については、関係法令に基づき適正に行うこと。

## 3 保険給付事務に関する事項

- (1) 社会保険事業に係る保険給付については、正確に決定及び支払を行うこと。
- (2) レセプトの点検調査、医療費通知等により、医療給付の適正化を図ること。
- (3) 厚生年金保険事業及び国民年金事業に係る保険給付については、各種届書等の適正な届出について、受給権者等に的確に周知し、励行を促進すること。
- (4) その他保険給付の事務については、関係法令に基づき適正に行うこと。

#### 4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

- (1) 被保険者等の健康管理意識の高揚及び健康の保持増進を図り、ひいては医療給付を適正なものとするため、生活習慣病予防健診、それに基づく事後指導等の事業を適切に実施すること。
- (2) その他の保健事業及び福祉施設事業については、適切に実施すること。

#### 5 広報、情報公開、相談等に関する事項

- (1) 社会保険事業に対する国民の理解と信頼を確保するため、効果的な広報を行うこと。
- (2) 相談体制を整備し、国民からの相談に対しては、懇切丁寧に対応すること。  
また、事業に関する意見は真摯に聞き、事業の改善に役立てること。
- (3) 職務上知り得た個人情報については、厳正に保護すること。
- (4) 国民に対する情報提供の充実を図るとともに、レセプトの開示等についても適切に対応すること。
- (5) 職員の専門的な知識の習得及び資質の向上を図ること。

# 社会保険庁の組織・業務等について

1.	社会保険庁の概況について	1
2.	国民年金の適用・徴収業務について	6
3.	厚生年金の適用・徴収業務について	13
4.	年金の裁定及び支払業務について	21
5.	年金相談体制の概要について	22
6.	年金記録問題について	23
7.	サービススタンダードについて	40
8.	政管健保における特定健康診査等について	46

平成20年3月5日  
社会保険庁

# 社会保険庁の業務の概要

## ○ 年金保険事業

### ・ 厚生年金保険制度

事業所に使用される労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者とその遺族の生活の安定を図ることを目的とする長期保険制度であって、政府が管掌しているもの。

### ・ 国民年金制度

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者を被保険者とし、老齢、障害又は死亡について給付を行い、国民生活の維持及び向上を図ることを目的とする年金制度であって、政府が管掌しているもの。

## ○ 政府管掌健康保険事業

法人事業所等に使用される者を被保険者とし、その業務外の疾病、負傷、死亡及び出産に対して療養の給付を行う健康保険事業のうち、政府が運営主体（保険者）となっているもの（政管健保以外の保険者としては、健康保険組合、共済組合、市町村国民健康保険などがある。）。主に中小企業の従業員とその家族が加入する。

（注）平成20年10月からは、全国健康保険協会に業務が移管される（適用・徴収業務は社会保険庁（日本年金機構設立後は同機構）において行う。）。

## ○ 船員保険事業

船員法の適用がある船員を対象とし、陸上労働者に対する健康保険、雇用保険及び労働者災害補償保険に相当するものを包含した総合保険（職務外の年金部門は、昭和61年に厚生年金保険に統合）であって、政府が管掌しているもの。

（注）日本年金機構の設立後は、職務上疾病、年金部門及び失業部門のうち、労災保険及び雇用保険に相当する部分を一般制度へ統合し、職務外疾病部門及び船員保険独自給付部門は、全国健康保険協会に移管される（適用・徴収業務は日本年金機構において行う。）。

## 社会保険庁の事業の規模

(平成18年度)

	加入者数	事業所数	保険料収納額	給付額
厚生年金	3,400万人	168万か所	21兆円	22兆円
国民年金	3,200万人	—	2兆円	15兆円
政管健保・船員保険	3,600万人	155万か所	7兆円	4兆円

(注1) 「加入者数」及び「事業所数」については、平成18年度末現在。

(注2) 国民年金の加入者数は、国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者の合計。

(注3) 国民年金(基礎年金)の給付額は、保険料のほか、国庫負担金及び他制度からの拠出金により賄われている。

(注4) 政管健保・船員保険の加入者数は、被扶養者を含む。

(注5) 政管健保・船員保険の保険料収納額は、給付のほか、老人保健拠出金、退職者給付拠出金等に充当されている。

# 社会保険庁の組織及び人員の基本的事項（平成18年度末）

- 平成18年度における社会保険庁の職員数は、28,600人(常勤職員17,100人、非常勤職員11,500人)。
- 本庁（社会保険業務センター及び社会保険大学校を含む。）に1,100人、地方社会保険事務局に6,500人、社会保険事務所に21,000人が配置。

※ 人員数については、地方支分部局は100人単位の概数



常勤職員 17,100人  
非常勤職員 11,500人

## 本庁（東京・霞ヶ関）

社会保険事業運営に関する企画・立案、地方支分部局が行う業務の指導等

常勤職員 296人  
非常勤職員 41人



## 社会保険業務センター（東京・高井戸及び三鷹）

被保険者の記録管理、年金支払業務、システム運用、年金相談

常勤職員 589人  
非常勤職員 144人



## 社会保険大学校（千葉・白井市）

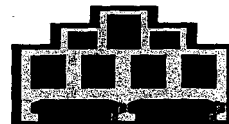
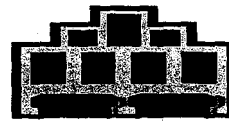
社会保険の事務に従事する者に対する研修

常勤職員 21人  
非常勤職員 4人

## 地方社会保険事務局（47カ所）

管轄区域（都道府県）内の事務に関する企画・立案、都道府県単位の集約事務処理、社会保険事務所の監督等

常勤職員 3,600人  
非常勤職員 2,900人

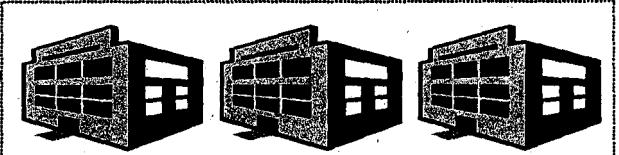
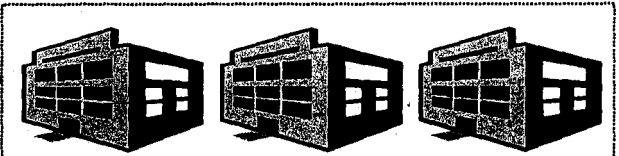
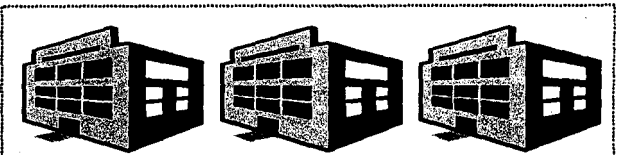


## 年金電話相談センター（23カ所）

## 社会保険事務所（312カ所）

適用・徴収・裁定事務、保険証・年金手帳の作成・交付、年金相談の実施等

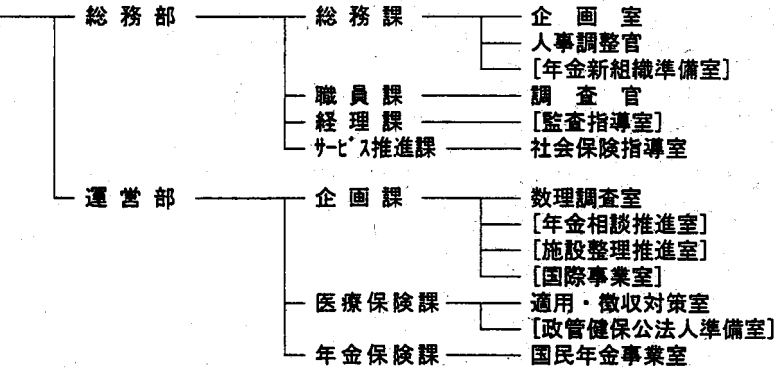
常勤職員 12,600人  
非常勤職員 8,400人



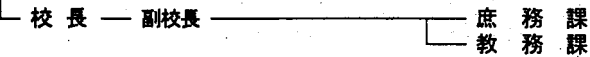
## 年金相談センター（55カ所）

施設等機関

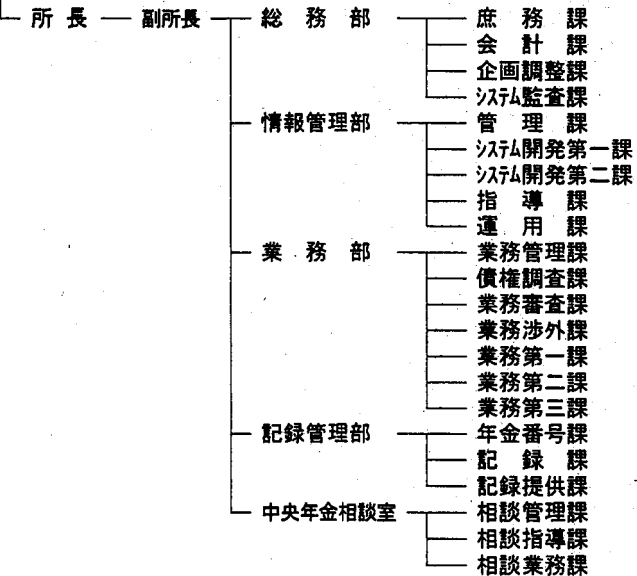
社会保険庁  
長官



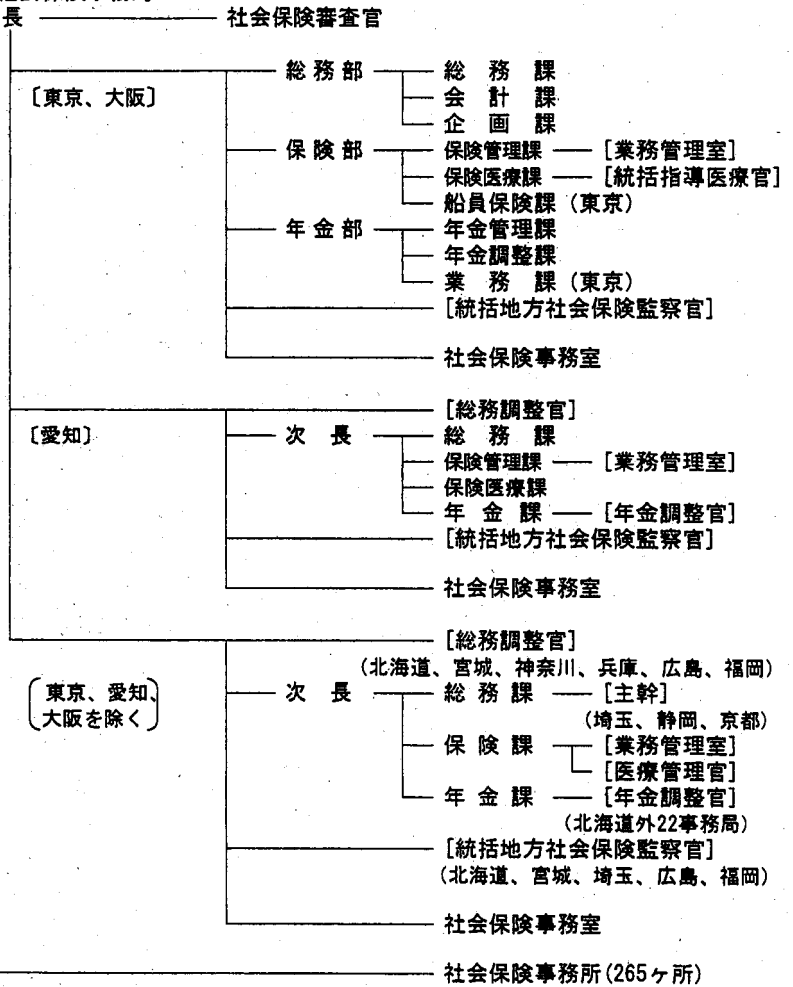
(施設等機関)  
社会保険大学校



(施設等機関)  
社会保険業務センター



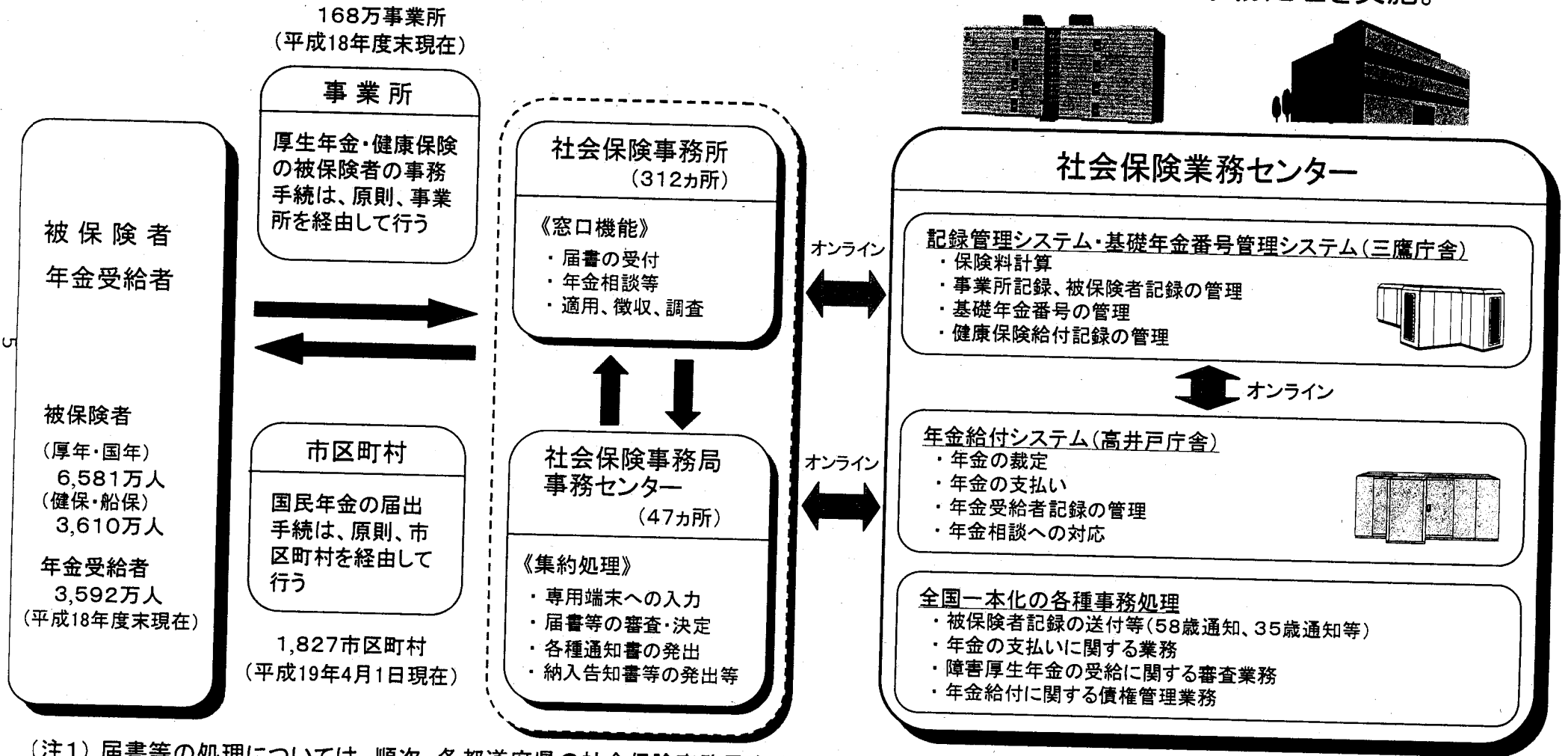
(地方支分部局)  
地方社会保険事務局  
局長



(注)「社会保険事務局(47カ所)」は、平成12年に、それまで地方事務官制で都道府県の組織であった保険課、国民年金課を国の組織の社会保険事務局に改めた際に、組織が増えないようにする観点から、各都道府県ごとに1つの社会保険事務所を社会保険事務局内に取り込んだ組織としたことに由来するもの。公の名称としては、社会保険事務所と称している。

# 社会保険業務の実施体制の概要

社会保険事務所及び社会保険事務局事務センターと社会保険業務センターは、オンラインシステムで結ばれ、それぞれの機能の特性(一件対応窓口処理・集約処理・大量集中処理)を活かして、事務処理を実施。

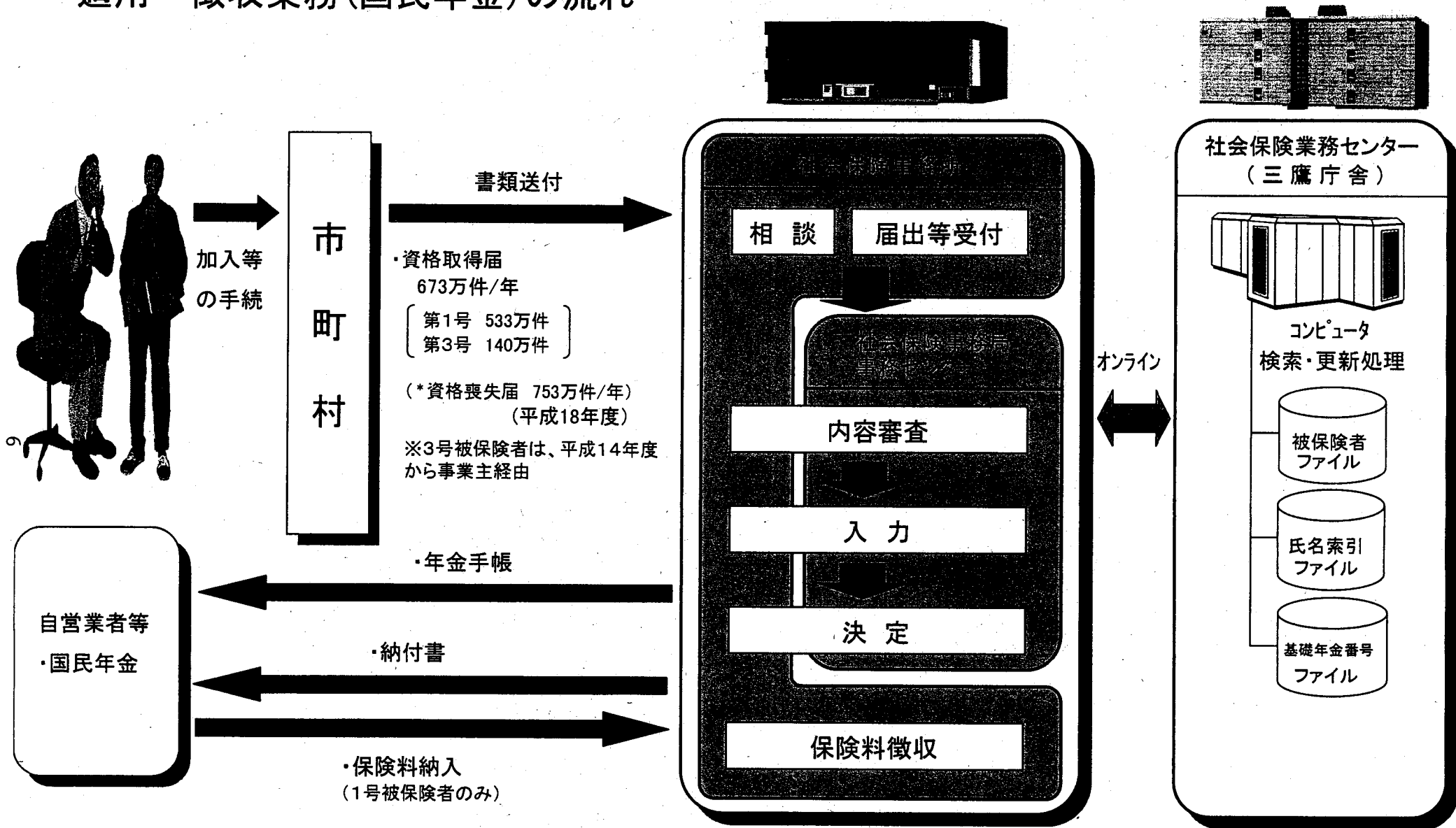


(注1) 届書等の処理については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所で行っている。

(注2) 社会保険業務の業務・システム最適化計画において、届書の入力、審査、決定等の業務について、都道府県を越えた集約を、平成21年度から23年度にかけて順次実施することとしている。



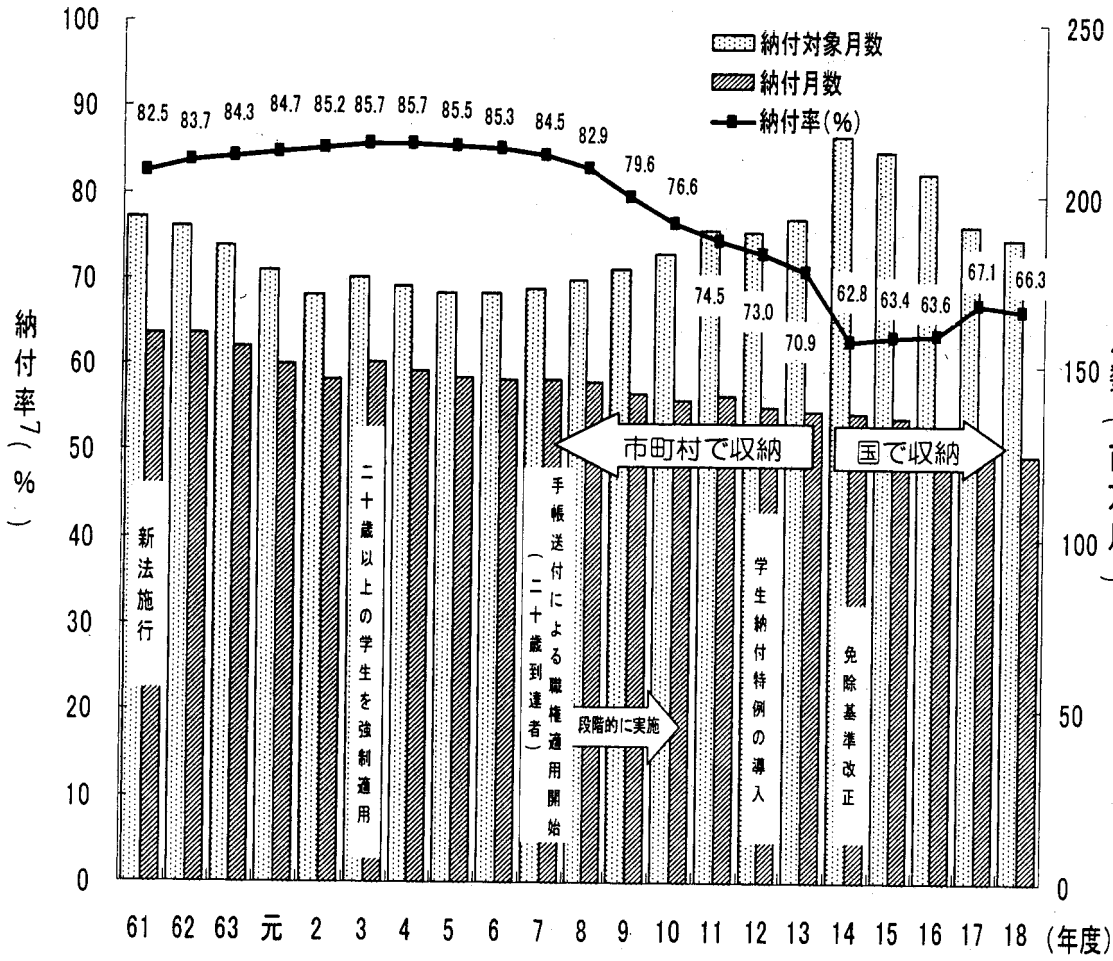
# 適用・徴収業務(国民年金)の流れ



(注1) 届書等の処理については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所で行っている。

(注2) 社会保険事務所における保険料の現金収納の事務の見直しを検討する。

# 国民年金保険料の納付状況



**平成18年度の納付率は、66.3%**  
**(対前年度比△0.8%)**

納付率 (%) =  $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

**納付率の推移**

	15年度	16年度	17年度	18年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%	
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%
17年度分保険料			67.1%	70.7%
18年度分保険料				66.3%

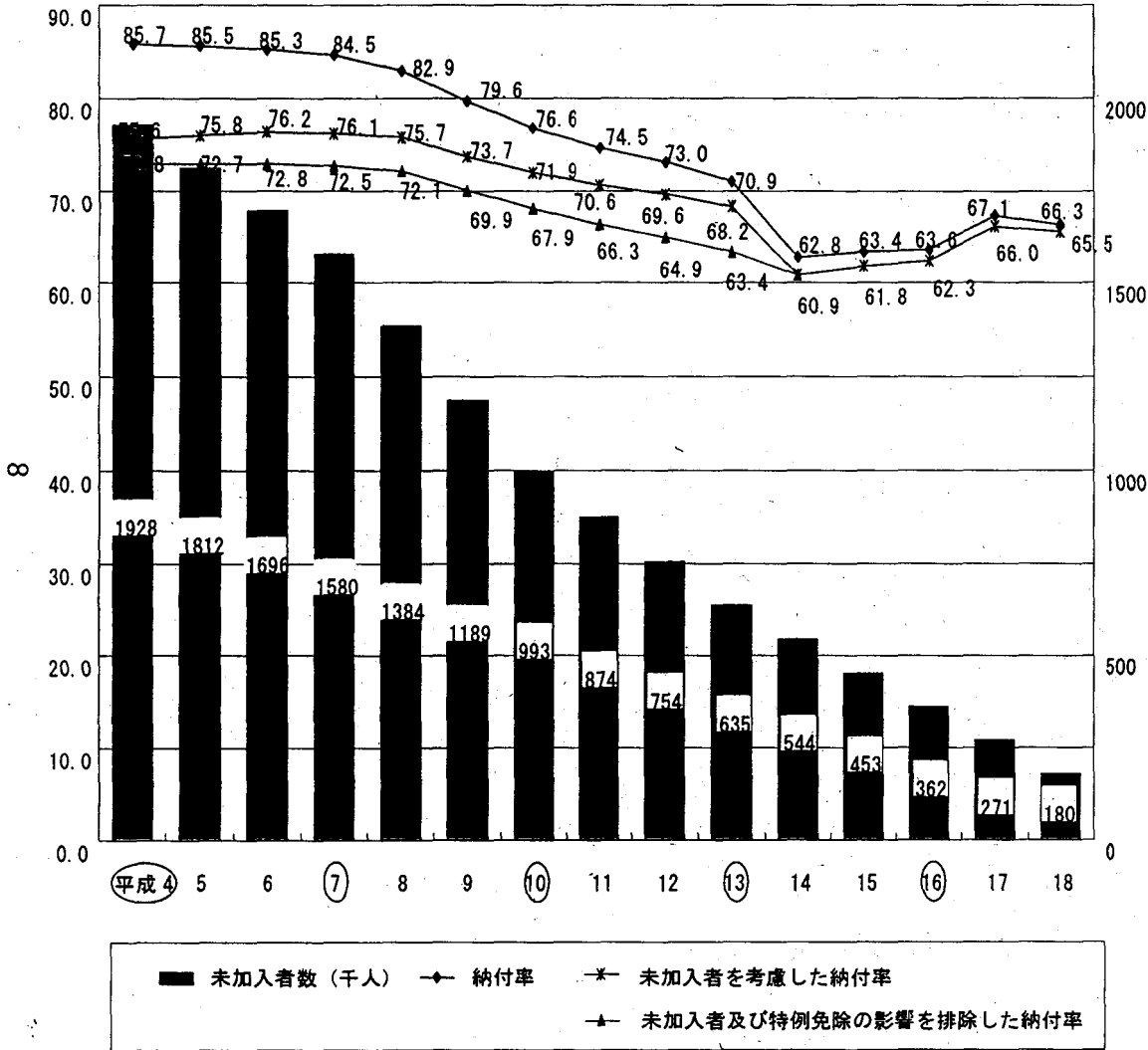
※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付  
 (目標納付率)

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率（80%）を設定。  
 16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

# 国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析

未加入者及び免除者を考慮した納付率



(注)平成4, 7, 10, 13及び16年度の未加入者数は公的年金加入状況等調査による。  
他の年度における未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続を行わない者に対する職権適用(国民年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少

(注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続を行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例で免除が認められていた(特例免除)

(例)免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

○ ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。

(注)未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

○ 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり

●未加入者の影響を排除 → **73.7%**

●未加入者及び特例免除の影響を排除 → **69.9%**

# 収納対策のスキーム（概念図）

## 納めやすい環境づくり

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
  - (口座振替率)
  - 16年度末 17年度末 18年度末
  - 37% → 40% → 40%
  - 651万人 660万人 642万人
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)
- コンビニ納付の導入 (H16.2~)
  - (利用状況)
  - 16年度 17年度 18年度
  - 347万件 → 589万件 → 749万件
- インターネット納付の導入 (H16.4~)
  - (利用状況)
  - 16年度 17年度 18年度
  - 7万件 → 14万件 → 24万件
- クレジットカード納付の導入 (H19年度~)
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)

未納者

市町村からの所得情報

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

### 納付督促の実施

**催告状（手紙）**  
H17年度 3,418万件  
H18年度 1,863万件

**電話**  
H17年度 823万件  
H18年度 545万件

**戸別訪問（面談）**  
H17年度 1,774万件  
H18年度 1,627万件

**集合徴収（呼出）**  
H17年度 1,952万件  
H18年度 1,143万件

質の向上  
効率化

### 強制徴収の実施 不公平感の解消と波及効果

	17年度	18年度
最終催告状	172,440件	310,551件
納付等	43,459件	102,335件
財産差押え	3,048件	11,910件

最終催告状は当該年度に着手し発行した件数  
納付等、財産差押え件数は、平成19年3月末現在

最終的に60  
万件実施可能  
な体制を構築

効率化により強制徴収へ要員シフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
- 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
- 市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~)
  - (17年度) 5箇所 → (18年度) 35箇所 → (19年度) 95箇所

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理 (H16.10~)

### 免除などの周知・勧奨

- 免除や学生納付特例（学生の間は保険料納付を猶予し後で納付できるしくみ）を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額
- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
  - 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
  - 免除基準の緩和・免除の遡及 (H17.4~)
  - 申請免除手続の簡素化 (H18.7~)
  - 多段階免除制度の導入 (H18.7~)
  - 法定免除手続の簡素化 (H19年度~)
  - 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H20.4~)

### 事業主との連携

事業主からの情報提供及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H19年度~)

### 国民健康保険（市町村）との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H20.4~)

### 社会保険制度内の連携

保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H20.4~)、長期未納の場合は指定等を行わない (H21.4~)

### 広報・年金教育等

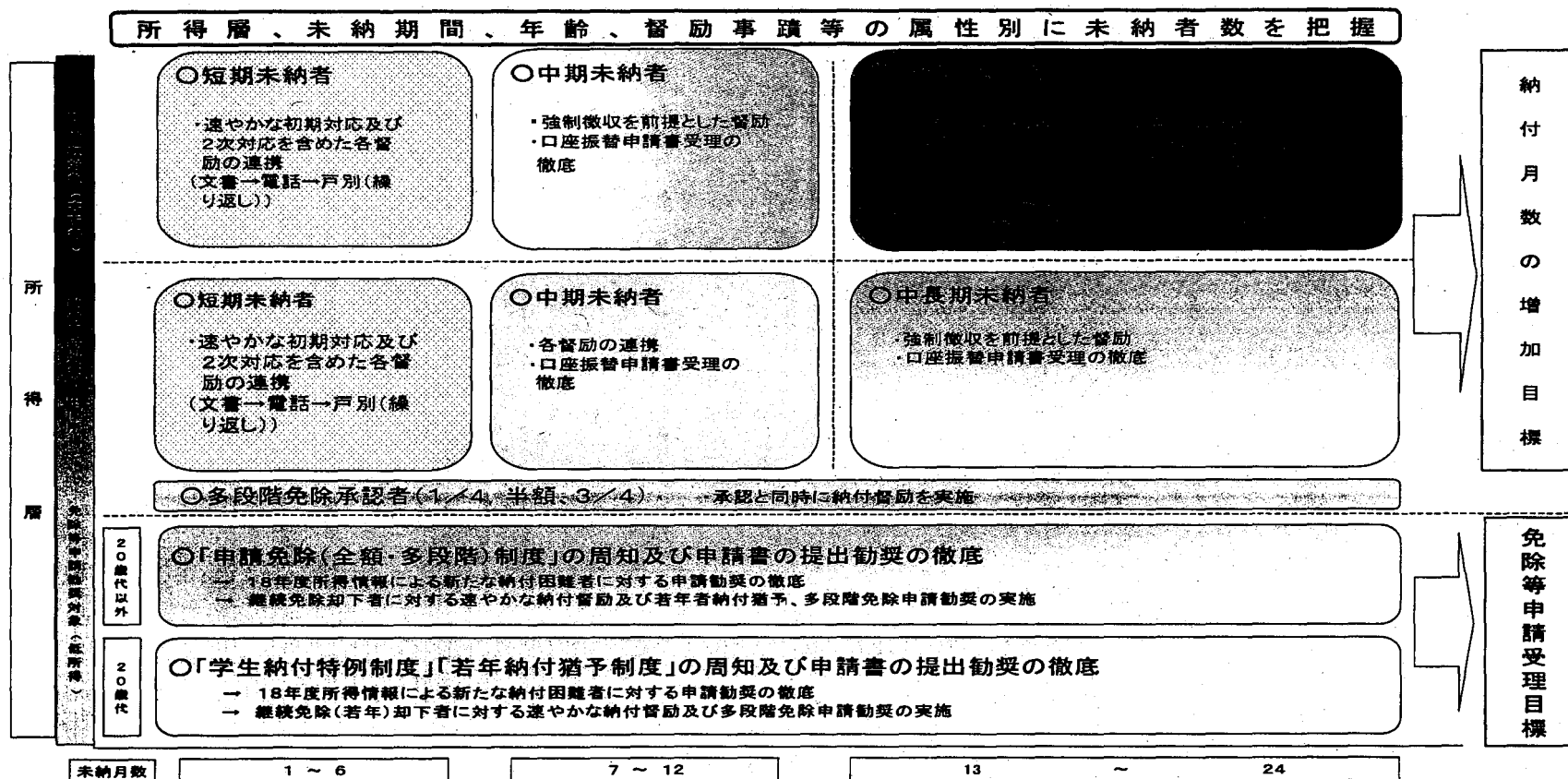
- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭
- 学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

※下線部は、今般法律等により新たに措置した事項

## 未納者属性に応じた効率的・効果的な対策の推進

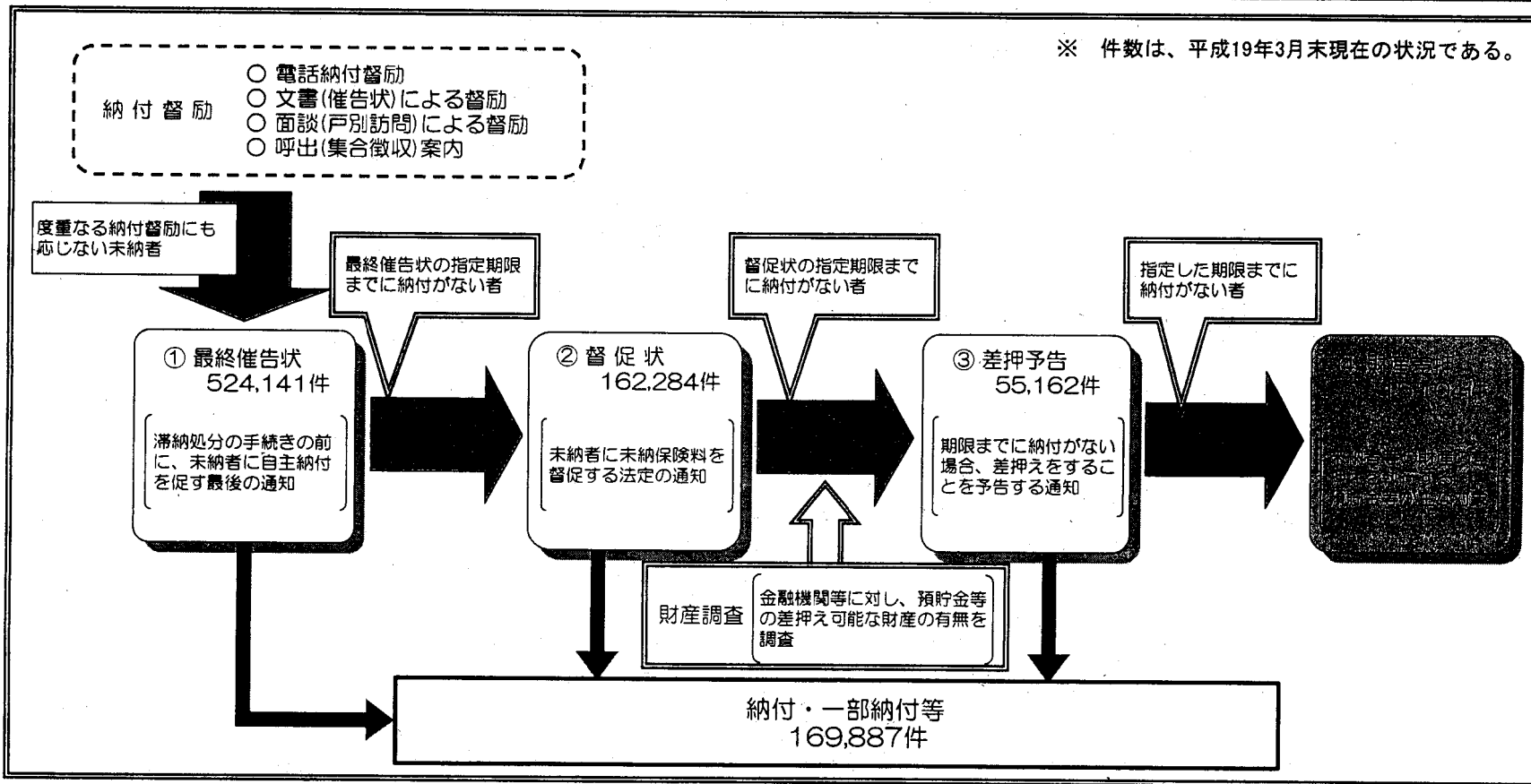
- 平成18年度より、所得情報を基に、未納者を強制徴収対象、納付督促対象、免除等申請勧奨対象に区分し、さらに未納月数毎に細分化し、各区分の未納者属性に応じた督促・勧奨方法、スケジュール等を明確にして納付督促等を実施。
- 平成19年度においては、18年度の取組を全国に定着させるとともに、未納者属性を更に細分化するなど、工夫した対策を実施することにより、納付月数の増加及び免除等の申請の取得に取り組んでいる。

### 納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）



# 強制徴収の充実・強化

- 十分な所得がありながら、度重なる納付督促に応じない未納者に対しては、強制徴収の着手を推進しており、対象を順次拡大してきている。
- 平成18年度までは、最終催告状の発行を目標としてきたが、平成19年度は、最終催告状から財産差押えまでに至るプロセスを確実かつ速やかに実施することにより、強制徴収1件当たりの収納月数の増加を目指した取組を推進している。



(実施状況：平成19年3月末現在)

	平成15年度着手分	平成16年度着手分	平成17年度着手分	平成18年度着手分
最終催告件数 (強制徴収対象者数)	9,653 件	31,497 件	172,440 件	310,551 件
督促件数	416 件	4,571 件	56,407 件	100,890 件
差押件数	50 件	636 件	8,585 件	5,833 件

# 強制徴収の取組み（イメージ図）

平成18年度

目標

強制徴収対象未納者

最終催告対象件数（35万件）

滞り金額  
200  
万円以上  
13月以  
上の未納  
月数を有  
する者

最終催告状

納付督促

督促状

差押予告

財産調査

差押え

平成19年度（当初計画）

目標

強制徴収対象未納者

強制徴収取組件数（60万件）

滞り金額  
200  
万円以上  
13月以  
上の未納  
月数を有  
する者

最終催告状

納付督促

督促状  
最終催告対象者  
の50%以上

（継続した取組）

差押予告

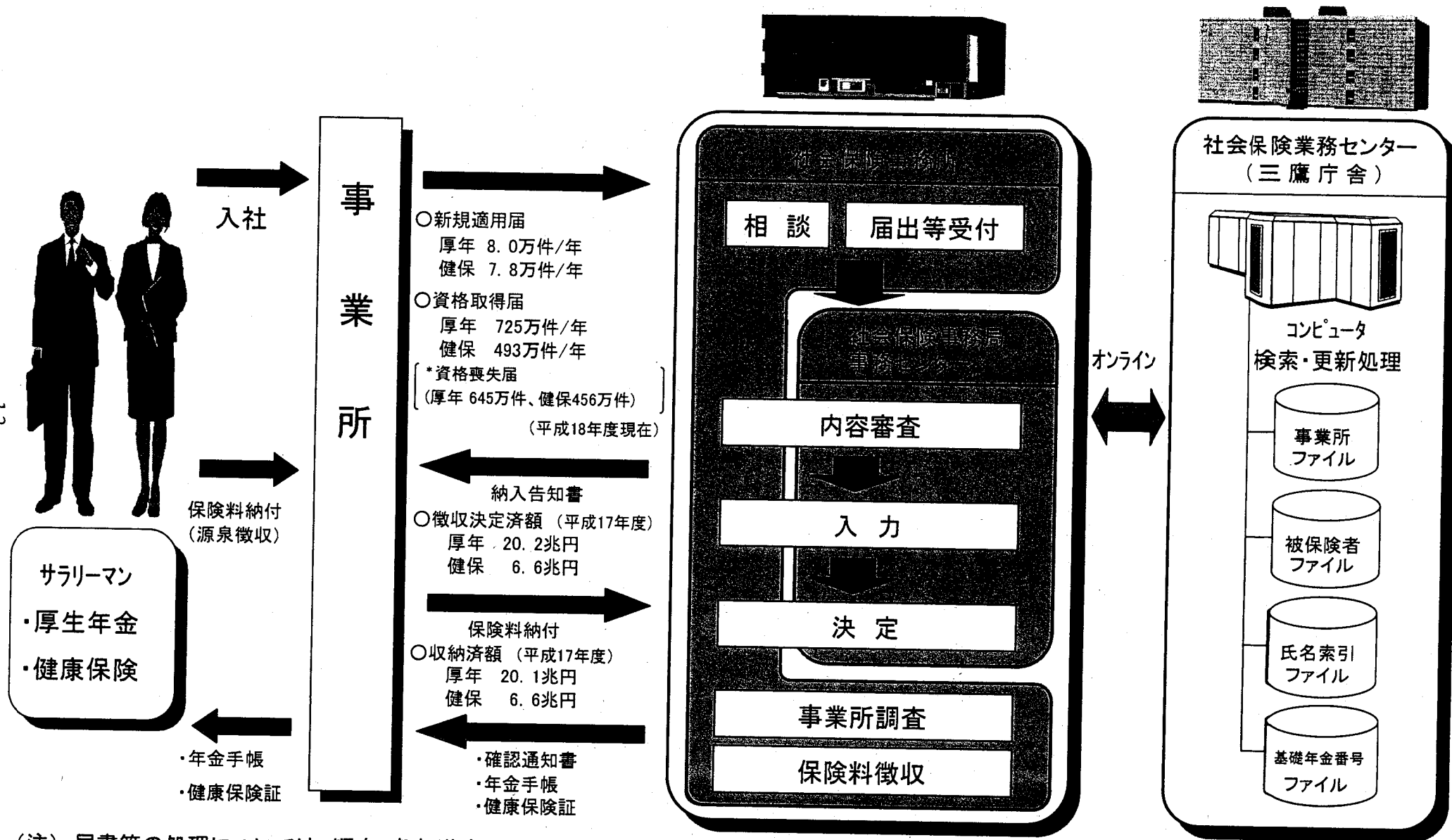
財産調査

差押え  
対象者

口座振替の獲得

最終催告  
対象者の  
20%以上

# 適用・徴収業務(厚生年金保険・健康保険)の流れ



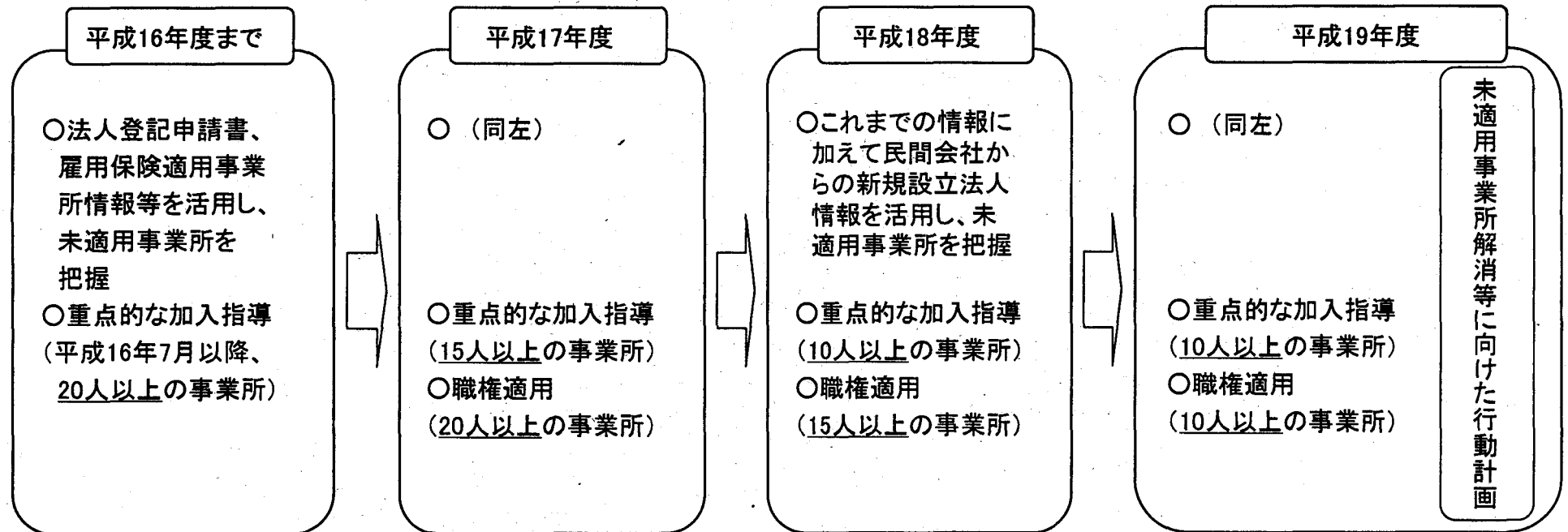
(注) 届書等の処理については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所で行っている。



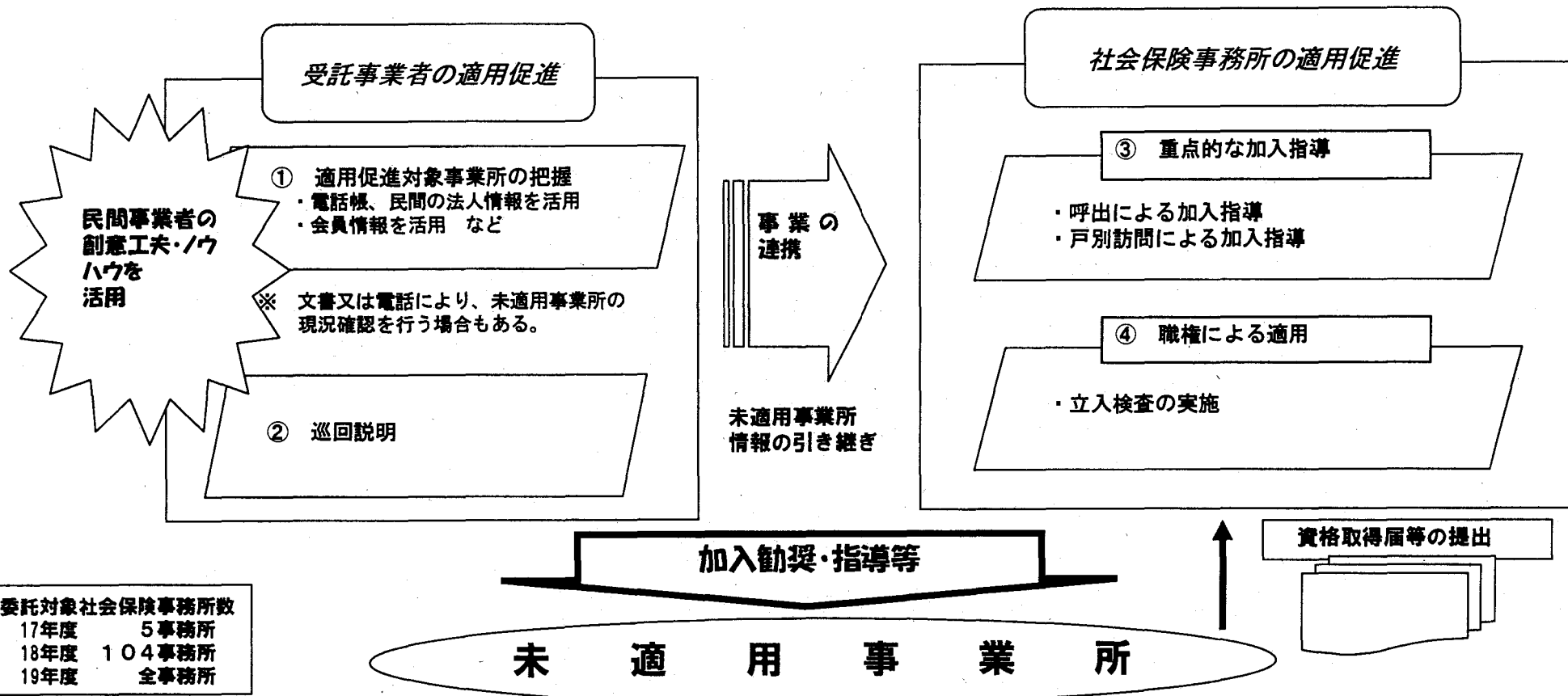
# 厚生年金保険・政府管掌健康保険の適用促進

## ① 未適用事業所の適用促進

- 雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や関係機関からの情報等により未適用事業所を把握し、加入指導を実施。
- 平成16年度以降、重点的な加入指導又は職権適用の対象を順次拡大。
- 平成19年度より、各社会保険事務所・事務局ごとの行動計画を策定し、目標達成のための取組みを推進。



- 未適用事業所把握・加入勧奨業務について、平成17、18年度の市場化テストモデル事業の経験も生かしつつ、平成19年度より全ての社会保険事務所において民間委託を実施。
- 社会保険事務所においては、重点的な加入指導、職権適用の強化により力を入れて取り組む。



委託対象社会保険事務所数	
17年度	5事務所
18年度	104事務所
19年度	全事務所

## ② 適用事業所に対する適正な適用の指導等

- 適用事業所における被保険者の適用漏れ・誤り等を防止するため、適用事業所に対する調査・指導を実施してきている。
- 平成16年度以降、事業所調査の重点業種の指定、調査目標の設定など、取組みを順次強化してきている。
- 平成19年度より、各社会保険事務所・事務局ごとの行動計画を策定し、目標達成のための取組みを推進。

### 事業主に対する指導

- 新規適用事業所に対する説明会での指導
- 届書提出時の事務説明会での指導
- パンフレット等を活用した周知

### 事業所調査の実施

- ① 事業所調査を特定業種（派遣業、卸売業・小売業、飲食業、サービス業等）に重点化【16年度～】
- ② 事業所調査の数値目標（毎年度全適用事業所の4分の1以上）の設定【17年度～】
- ③ 短時間労働者等について事業所調査の結果を対策に反映【18年度～】
- ④ 都道府県労働局との連携による重点的な調査の実施【19年度～】

## 社会保険の適用基準

- 強制適用事業所は、
  - ① 法人事業所で常時従業員を使用するもの
  - ② 所定の事業を行う個人の事業所で常時5人以上の従業員を使用するものその他の事業所は、任意適用事業所  
(注) 製造、建設等の事業を行う従業員5人以上の個人事業所は、強制適用事業所とされているのに対し、飲食、宿泊等の事業を行う従業員5人以上の個人事業所は、任意適用事業所とされているところ。
  
- 被保険者は、適用事業所と常用的使用関係にある者
  
- 常用的使用関係の有無は、労働日数、労働時間、就労形態、勤務内容等を総合的に勘案し、個別具体的事例に即して認定  
(注) 適用除外：下記のいずれかに該当する者は被保険者から除外している。
  - ① 臨時に1ヶ月以内の期間を定めて使用され、その期間を超えない人
  - ② 臨時に日々雇用される人で1ヶ月を超えない人
  - ③ 季節的業務に4ヶ月を超えない期間使用される予定の人
  - ④ 臨時的事業の事業所に6ヶ月を超えない期間使用される予定の人

# 平成18年度 適用の適正化対策の実施状況について

## 1 未適用事業所の適用促進

- 適用した事業所数 **8,459 事業所**  
(うち職権適用 87事業所)
- 適用した被保険者数 **42,638 人**  
(うち職権適用 1,029人)
- 未適用事業所数 **86,140 事業所**

## 2 市場化テスト(適用促進)事業

- 適用した事業所数 **2,424 事業所**
- 適用した被保険者数 **11,240 人**
- 未適用事業所数 **11,287 事業所**

## 3 適用事業所の事業所調査

- 適用した被保険者数 **62,122 人**

○適用した  
**事業所数**

**10,883事業所**  
(前年度適用した事業所数  
5,084事業所)

○適用した  
**被保険者数**

**53,878人**

**未適用事業所数**  
(平成18年度末)

**97,427事業所**  
(前年度末未適用事業所数  
63,539事業所)

**〔資格関係事業所調査件数〕**

- 調査件数 **460,916 事業所**  
(※適用事業所数に占める割合 28.65%)

(注) 未適用事業所数は、適用事業所の対象となりうる把握しているが、届出が行われていない事業所数である。

## 厚生年金保険・政府管掌健康保険の保険料徴収対策

### ① 保険料の徴収状況

○ 厚生年金・政管健保の収納率については、おおむね97～98%以上を確保している。

(単位:億円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
厚生年金	徴収決定済額	206,768	196,471	198,022	203,577	212,612
	収納済額	202,034	192,425	194,537	200,584	209,835
	保険料収納率	97.7%	97.9%	98.2%	98.5%	98.7%
政管健保	徴収決定済額	62,453	65,529	66,220	67,091	67,752
	収納済額	60,470	63,741	64,619	65,677	66,404
	保険料収納率	96.8%	97.3%	97.6%	97.9%	98.0%

(注1) 政府管掌健康保険の徴収決定済額及び収納済額は、一般被保険者分

(注2) 保険料収納率は、徴収決定済額に対する収納済額の割合

(参考) 厚生年金保険・政府管掌健康保険の保険料について

○ 厚生年金保険料・政府管掌健康保険料は、被保険者が受ける報酬を基に決められる標準報酬月額、標準賞与額に下記の保険料率を乗じて計算

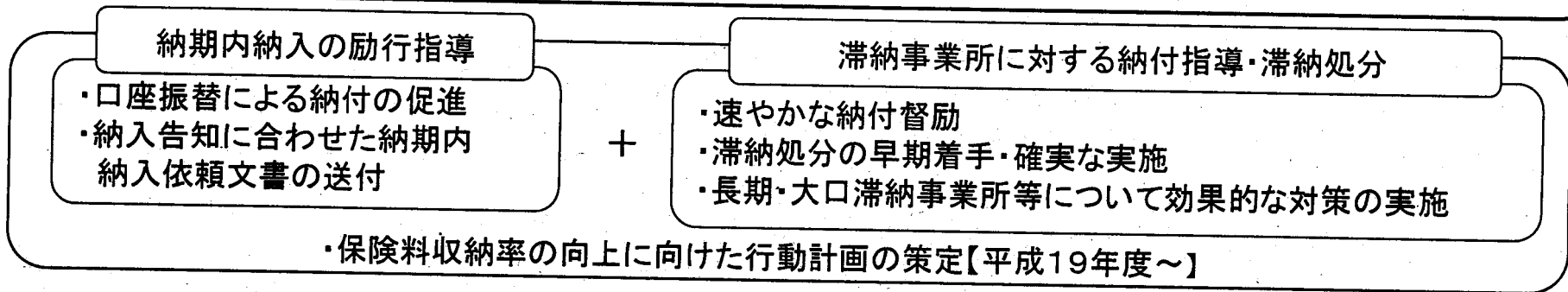
※ 保険料率(19.9現在)

政府管掌健康保険料率 8.2%、厚生年金保険料率 14.996%

○ 保険料は事業主と被保険者が折半して負担し、事業主がまとめて社会保険事務所へ納付

## ② 保険料の徴収対策

- 厚生年金・政管健保の保険料徴収対策として、納期内納入の励行指導、滞納事業所に対する速やかな納付督促、滞納処分の早期着手等に取り組んでいる。
- 平成19年度より、各社会保険事務所・事務局ごとの行動計画を策定し、目標達成のための取組を推進。



[参考データ]

### ①口座振替実施率の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
口座振替実施率	81.6%	81.3%	85.7%	85.5%	85.2%

### ②滞納事業所数の推移

	平成15年5月末	平成16年5月末	平成17年5月末	平成18年5月末	平成19年5月末
滞納事業所数 (単位:所)	138,270	127,442	113,777	105,545	108,070

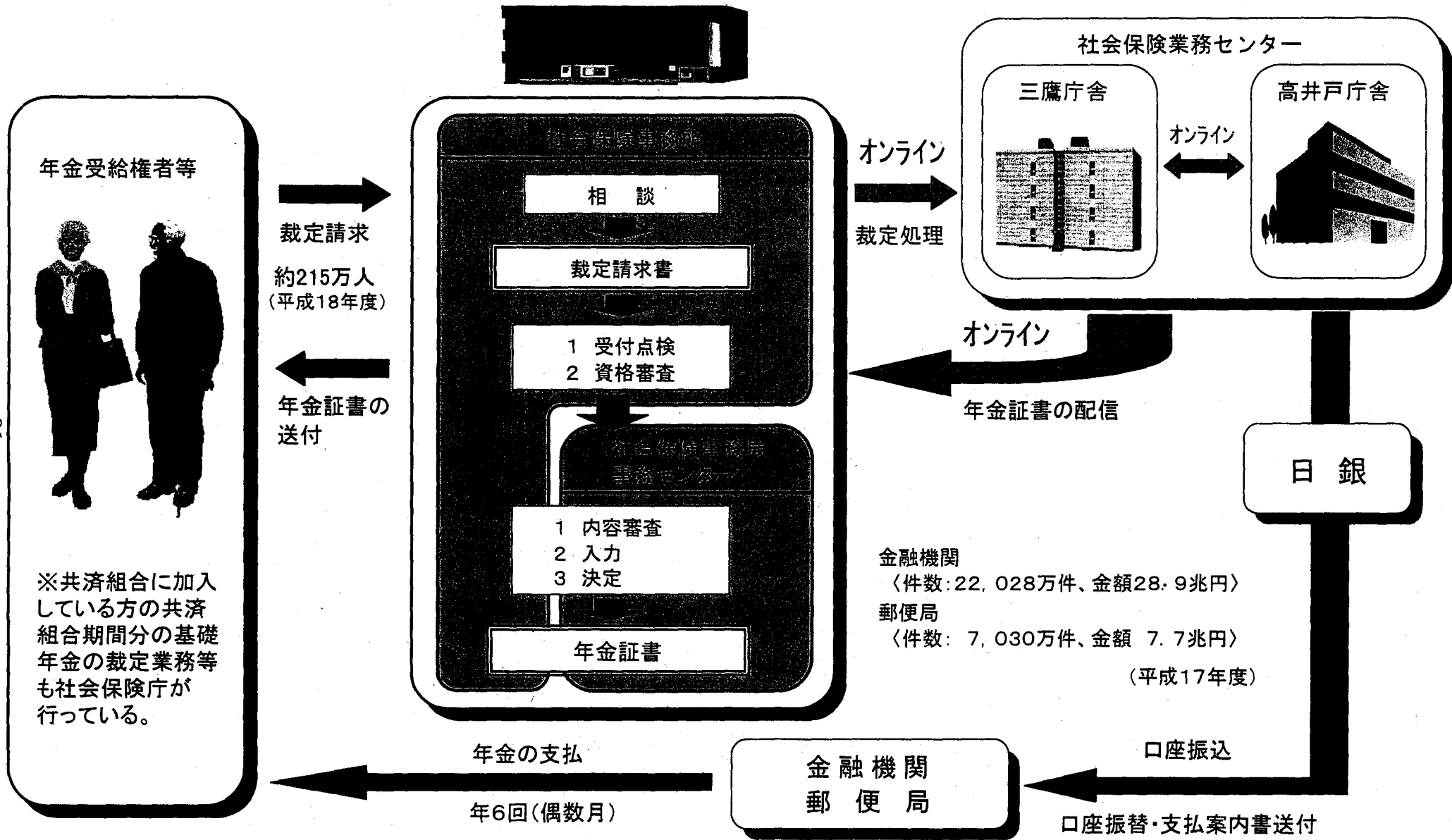
(注) 各年の5月末時点において、3月以前の月分の保険料の全部又は一部を、社会保険オンラインシステム上で未納となっている事業所数を集計したものである。

### ③差押え事業所数の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
差押え事業所数 (単位:所)	(20,474)	(17,630)	(17,223)	13,631	15,613

(注) 差押えをした実事業所数を計上。なお、16年度以前の( )は、差押えをした延べ事業所数である。

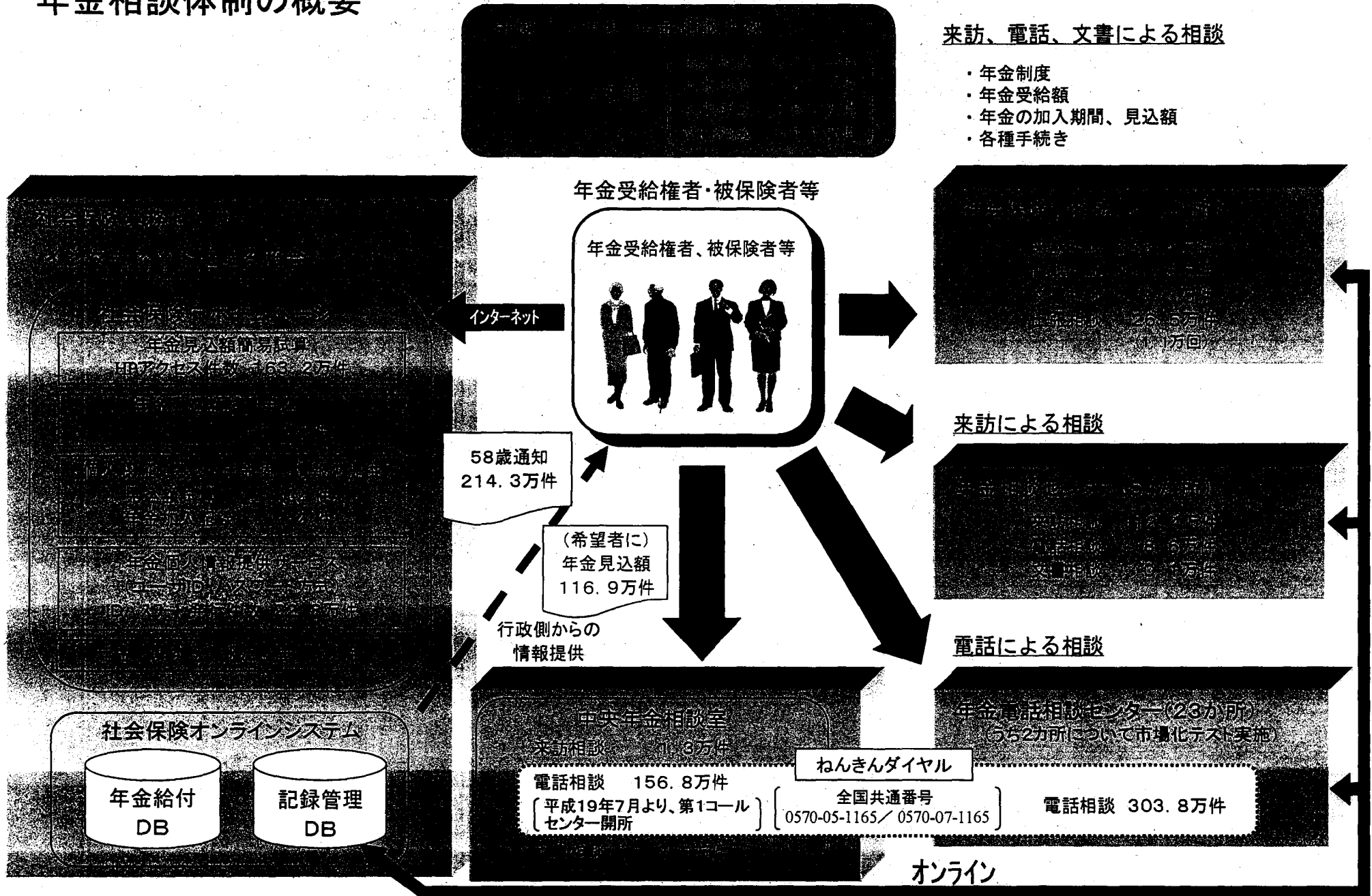
# 年金の裁定及び支払業務の流れ



(注) 裁定に係る審査等については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所で行っている。



# 年金相談体制の概要



## 年金記録問題に関する今後の対応(骨子)

平成20年1月

### 1 政府・与党とりまとめに基づく対策の着実な推進

- 昨年7月に政府・与党として、本年3月までを目途として実施することを約束したことは、
  - ・「5000万件の未統合記録」と「受給者3000万人・加入者7000万人の記録」とをコンピュータ上で突き合わせをし、その結果、記録が結び付く可能性がある方々へお知らせすることであり、
  - ・これは予定どおり進められている。

(「ねんきん特別便」送付件数(1月22日現在)：約73万人分送付済)

- この点について、以下の「お一人お一人の記録を正確なものとするための対応」と併せて、国民に対して、丁寧でわかりやすい説明を重ねるとともに、関係閣僚会議を原則として毎月開催し、対策を推進する。

### 2 お一人お一人の記録を正確なものとするための対応

#### (1) お一人お一人へのアプローチ

確実に年金をお支払いしていくためには、お一人お一人の年金記録を正しいものとしていくことが必要であり、「受給者3000万人・加入者7000万人」に送付する「ねんきん特別便」による確認を通じて、未統合の記録も縮減されていく。

「今後解明を必要とする記録」(推計1975万件)についても、統合を着実に進めていくためには、何よりも国民お一人お一人にご自身の記録を確認していただくことが重要であり、これにより記録の統合が着実に進められる。

- ① このため、「受給者 3000 万人・加入者 7000 万人」に送付する「ねんきん特別便」について、市町村、経済団体、企業、労働組合等との協力・連携の下に、記録確認の周知徹底、相談体制の確保等を国を挙げて展開することを中心として、未統合記録の縮減を図る。

なお、本年 2 月から 3 月までの間を集中キャンペーン期間と位置づけ、広報や企業、市町村等の協力等を通じて、旧姓での履歴の申出の徹底を図り、記録の統合を進める。

また、特別便の発送状況を踏まえつつ、社会保険事務所等における相談体制等の充実に引き続き努める。電話や来訪による照会や相談において、より具体的な情報を提供するなどにより、より積極的に記憶の呼び起こしを働きかける。

- ② 特別便が住所不明で戻ってきた方については、市町村や企業の協力による住所調査等を行い、送付する。また、未回答の方については、3 カ月後を目途に順次はがきにより記録の確認をお願いする。回答をいただけない方についてはさらに、その 3 カ月後を目途に記録の確認をお願いするなど、徹底した対応を図る。
- ③ 訂正なしの回答については、優先度が高いと思われるものについて、電話や訪問による入念的な照会を実施する。
- ④ さらに、加入履歴のチェックポイントを分かりやすく示した注意喚起の資料を新たに特別便に折り込む。

## (2) 記録の解明からのアプローチ

5000 万件の未統合記録については、これまでの作業により全体像を明らかにしたところである。その成果を踏まえ、今後、解明を必要とする記録について、

- ① 住基ネットでの調査による特定
- ② 「漢字カナ変換記録」、「転記ミス等による不備記録」の補正とコンピュータ記録による調査等の記録の徹底解明にも早期に着手し、順次、絞り込みを進める。

### 3 年金記録確認第三者委員会の対応

- 年金記録確認第三者委員会においては、あっせん事例集の整備等により各地方委員会の迅速な処理の推進を図るとともに、審議チームの約50増など一層の体制強化を講ずること等により、処理件数の大幅な増加を図り、本年3月末までに申し立てられた事案については、概ね1年を目途に処理を終えることとする。
- ### 4 対策全体の進捗状況等について、関係閣僚会議等を通じて公表する。

## 年金記録問題に関する今後の対応

年金記録問題については、平成 19 年 7 月 5 日の政府・与党とりまとめにおいて、本年 3 月までを目途に、「5 千万件の未統合記録」と「受給者 3000 万人・加入者 7000 万人の記録」をコンピュータ上で突き合わせし、その結果、記録が結び付く可能性がある方々へお知らせすることをはじめ、一連の具体的な対策を掲げ、以後、これに沿って、昨年 12 月 17 日から「ねんきん特別便」の発送を開始するなど、着実に取組を進めてきた。こうした点について、関係閣僚会議の開催等を通じて、引き続き国民に対して、丁寧な説明を重ねていく。

また、政府・与党においては、国民の立場に立って記録の訂正を行うための「第三者委員会」の設置、記録が訂正された場合に 5 年以上前の年金も全額支払うことを可能にする「年金時効特例法」の成立など、国民の安心を確保するための枠組みの整備を図ってきたところである。

さらに、これまでの取組の結果、5 千万件の未統合記録の全体像も明らかとなったところであり、今後、その成果を踏まえ、以下により、「お一人お一人へのアプローチ」及び「記録の解明からのアプローチ」の両面から記録の統合等を進めるなど、引き続き、政府を挙げて計画的な取組を推進する。

### 1. お一人お一人へのアプローチ

平成 20 年 3 月までの「ねんきん特別便」を契機とする第 1 段階と、すべての受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付する第 2 段階で展開する。

特に、今後解明を必要とする記録(推計 1,975 万件)についても、何よりも国民お一人お一人にご自身の記録を確認していただくことが重要であり、これにより、「婚姻等により氏名を変更したと考えられる記録」、「転記ミス等による不備記録」をはじめ、記録の統合が着実に進められることになる。

このため、すべての受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付する第 2 段階では、市町村、経済団体、企業等との協力・連携の下に、国を挙げた体制で年金記録の確認等を推進し、記録の統合等を進める。

#### (1) 記録が結び付く可能性のある方への「ねんきん特別便」

平成 20 年 3 月までに、「5 千万件の未統合記録」と「受給者 3000 万人・加入者 7000 万人」の記録のコンピュータ上での突き合わせ(氏名・生年月日・性別の 3 条件により実施)を行い、その結果記録が結び付く可能性のある方への「特別便」の送付を、確実に実施する。

(2) すべての年金受給者及び現役加入者の方への「ねんきん特別便」

(1)以外のすべての年金受給者と現役加入者の方々に、「特別便」をお送りし、(1)と合わせて「受給者 3,000 万人・加入者 7,000 万人」のお一人お一人に記録を確認いただき、記録の正確性を確保するとともに、着実に未統合記録の減少等を図る。その際、市町村、経済団体、業種別団体、企業、労働組合等の協力を得て、きめ細かく記録確認の周知徹底を図る。

(3) 相談体制の充実とより積極的な対応、分かりやすい注意喚起

「特別便」の発送状況を踏まえつつ、社会保険事務所等における相談業務従事者を、現在の 4,500 人体制から、まず、①臨時相談窓口を約1,000 席新設、②社会保険庁OB、社会保険労務士等の経験者を約 1,600 人配置するなど、相談体制等の充実に引き続き努める。また、電話や来訪による照会や相談において、より具体的な情報を提供するなどにより、より積極的に記憶の呼び起こしを働きかける。

さらに、加入履歴のチェックのポイントを分かりやすく示した注意喚起の資料を新たに「特別便」に折り込む。なお、既に発送した方についても、追加送付する。

(4) 未到達・未回答の方への対応

「特別便」が住所不明で戻ってきた方については、市町村や企業の協力による住所調査等を行い、「特別便」を送っても未回答の方については、3か月後を目途に順次はがきにより記録の確認をお願いする。回答をいただけない方についてはさらに、その3か月後を目途に記録の確認をお願いするなど、徹底した対応を図る。

(5) 「訂正なし」の回答への対応

「訂正なし」の回答については、基本的には信頼し尊重するが、内容からみて優先度が高いと思われるものについて、電話や訪問による入念的な照会を実施する。

(6) 旧姓での履歴の申出の促進

今後解明を必要とする記録(推計 1,975 万件)の中に多く含まれると見込まれている「婚姻等により氏名を変更していると考えられる記録」について、着実に記録の統合を図るため、広報や企業、市町村等の協力により、旧姓での履歴の申出の徹底を図る。

特に、本年2月から3月までの間を「旧姓履歴の申出集中キャンペーン期間」と位置付け、申出及び記録の統合の促進を図る。

(7) 市町村、経済団体、企業等の協力・連携

「特別便」の送付等に対応し、上記の記録確認の周知徹底に加え、相談体制の確保、内容・手続等に関する広報、記録統合申請手続の代行等について、市町村、経済団体、企業、社会保険労務士等との協力・連携の下に、国を挙げた体制を確保し、万全を期す。

## 2. 記録の解明からのアプローチ

5千万件の未統合記録については、これまでの作業により全体像を明らかにしたところであり、その成果を踏まえ、上記の「お一人お一人へのアプローチ」に加え、以下により、「記録の解明からのアプローチ」による解明を進め、順次絞り込みを進める。この取組は、可能なものから直ちに着手し、20年度に集中的・計画的に進める。

- ① 住基ネットでの調査による「基礎年金番号を有していない生存者」及び「死亡者(5年以内)」の特定
- ② 「漢字カナ変換記録」、「転記ミス等による不備記録」の氏名補正、これに続くコンピュータ記録による調査
- ③ 「婚姻等により氏名を変更したと考えられる者の記録」、「既に給付に反映済みと考えられる記録」のコンピュータ記録による調査 など

\* なお、これらにより本人の特定等が困難なものについても、更に可能な限り、過去に勤務していた事業所や過去の住所の所属する市町村への照会を通じて、解明作業を継続する。

## 3. その他の取組

(1) 5千万件の記録以外に、7月5日の決定に盛り込まれた厚生年金旧台帳・船員保険旧台帳の記録(「1,430万件」「36万件」)への対応については、スケジュールに従い、20年5月までを目途に、コンピュータ入力作業を行った上で、1億人の記録と突き合わせを行い、記録が結び付く可能性がある方へのお知らせを行う。

\* 「1,430万件」「36万件」とは、それぞれ、昭和29年以前に退職した厚生年金加入者、昭和25年以前に退職した船員保険加入者の記録。使用頻度が低いとしてコンピュータ入力されず、マイクロフィルムで管理されている。

\* これらの記録は69歳以上の方の記録であり、1億人の方の記録と結び付く割合は低い。

(2) 8億件超に上る紙台帳(マイクロフィルムを含む)とコンピュータ記録(基礎年金番号で管理されているものも含めた全体の記録)との突き合わせについては、実効性・効率性を考慮し、優先順位を付けて計画的に進める。

\* 20年度の取組

- ・ 特例納付など複雑で特殊な記録で優先度の高い「国民年金特殊台帳」の突き合わせを行う
- ・ 市町村が保管する「国民年金被保険者名簿」については、具体的な実施方法の検討や、実施のための準備作業を進める
- ・ 「厚生年金被保険者名簿」については、19年度に行うサンプル調査の結果を分析し、優先順位や効率的な実施方法の検討を行う

#### 4. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化

##### (1) 当面の審議の促進

年金記録確認第三者委員会においては、昨年秋以来、委員を338人から538人へ増員、事務局職員を468人から877人へ増員、審議チームを54チームから118チームに増やすなど体制の拡充を行ってきたところであり、さらに、あっせん事例集の整備等を行うことにより、各地方委員会の迅速な処理の推進を図り、処理件数の大幅な増加を図る。

また、更に処理のスピードアップが必要な地域(大都市を抱える都道府県15カ所程度)の一層の体制の強化(審議チームを約50増)に早急に取り組む。

##### (2) 本年4月以降の取組み

上記の審議促進策を踏まえ、本年3月末までに申し立てられた事案については、概ね1年を目途に処理を終えることとする。

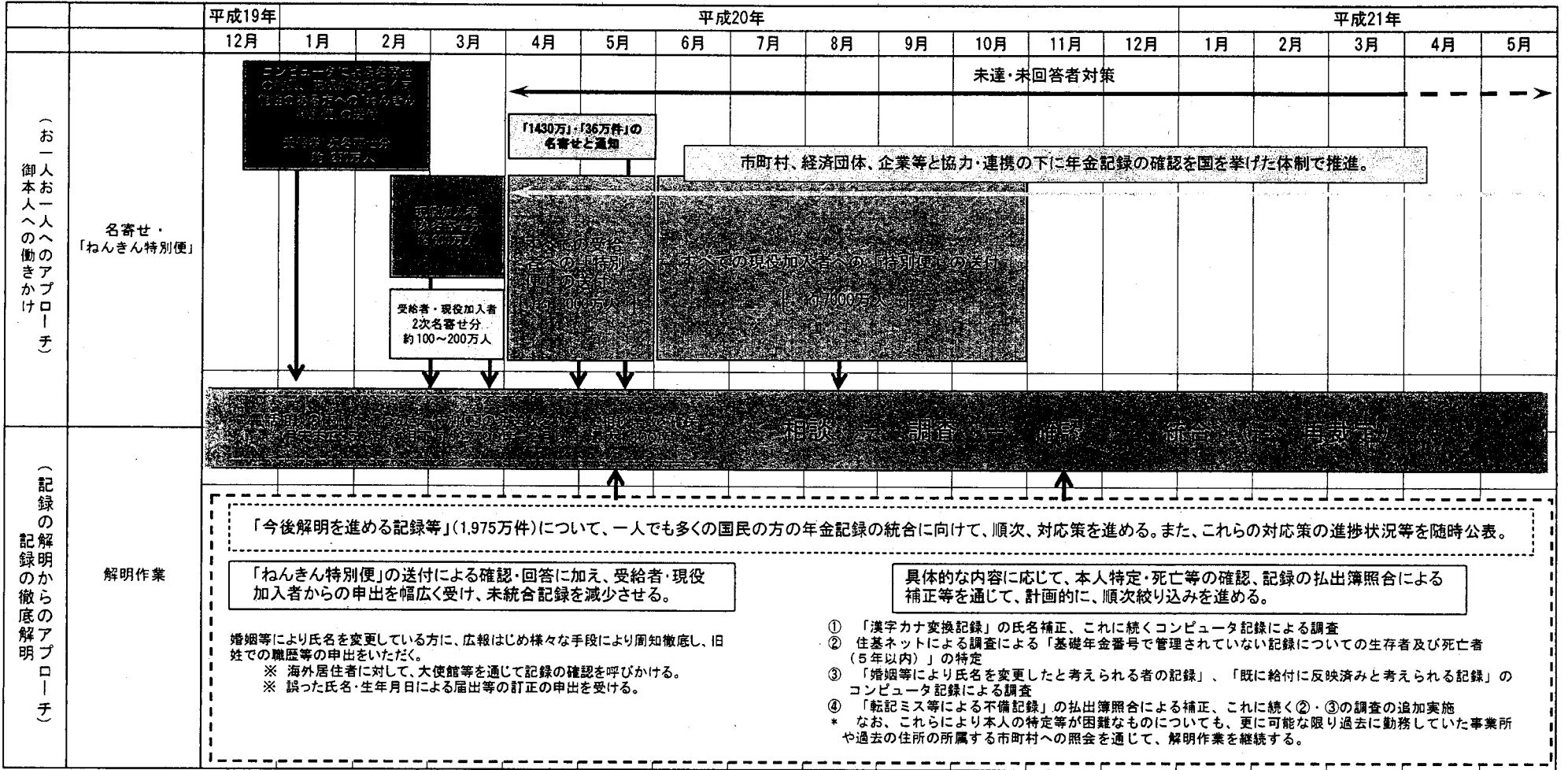
また、本年4月以降に申し立てられる事案については、①第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進、②社会保険労務士の協力をも得つつ、申立てに関する相談・調査の充実、③申立件数を勘案した一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進める。

#### 5. 進捗状況の公表等

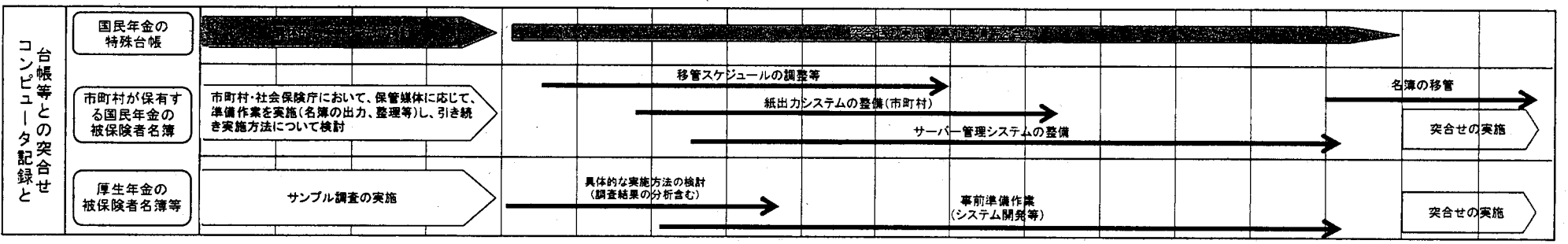
これらの取組の進捗状況について、関係閣僚会議の開催等を通じて毎月公表するとともに、可能な限り早期の記録統合を目指し、あらゆる手段を尽くして最後まで最大限の努力を継続する。



# 年金記録問題に対する今後の対応

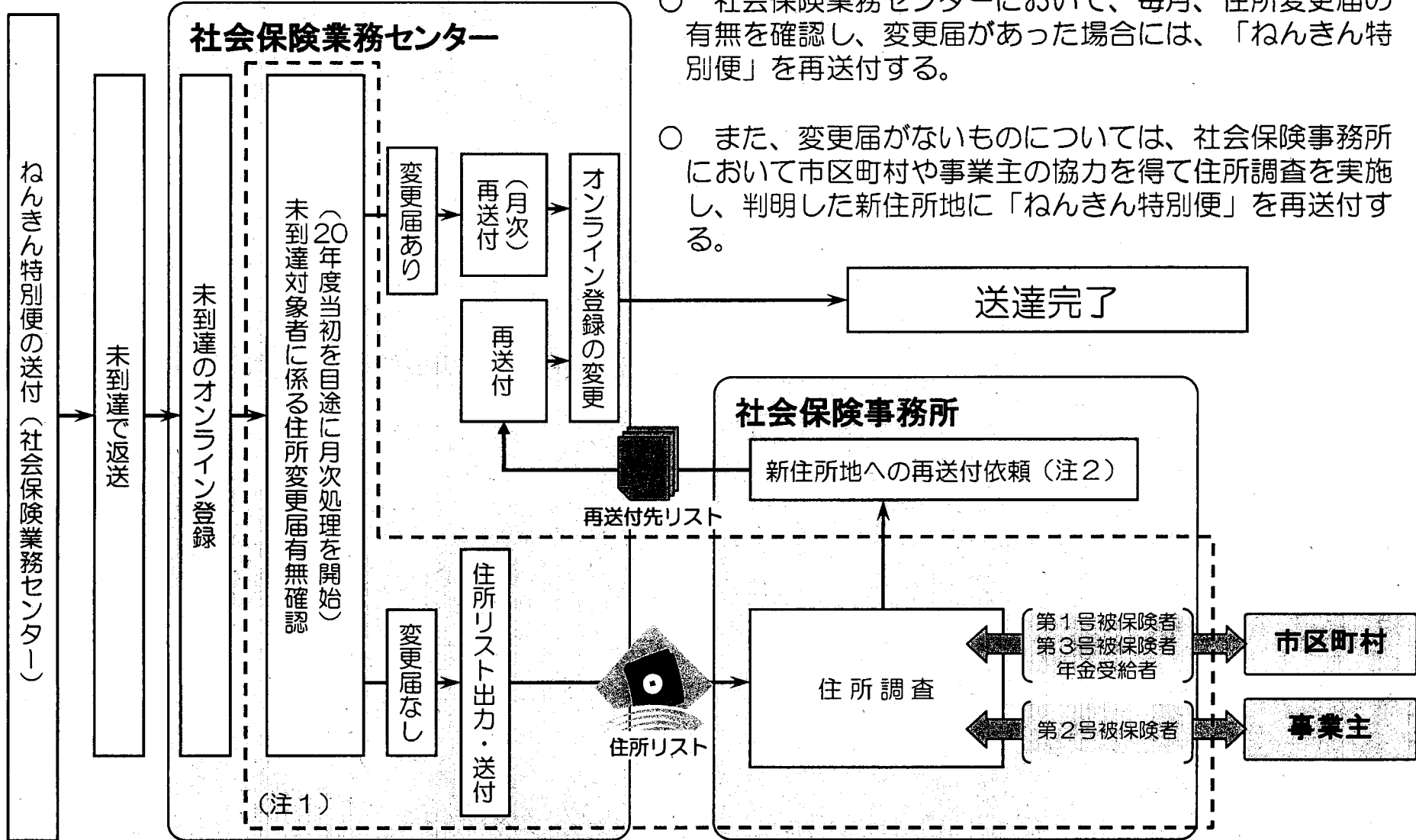


30



# 「ねんきん特別便」の未到達・未回答者への対応の徹底について

## 1 「ねんきん特別便」の未到達の取扱いについて



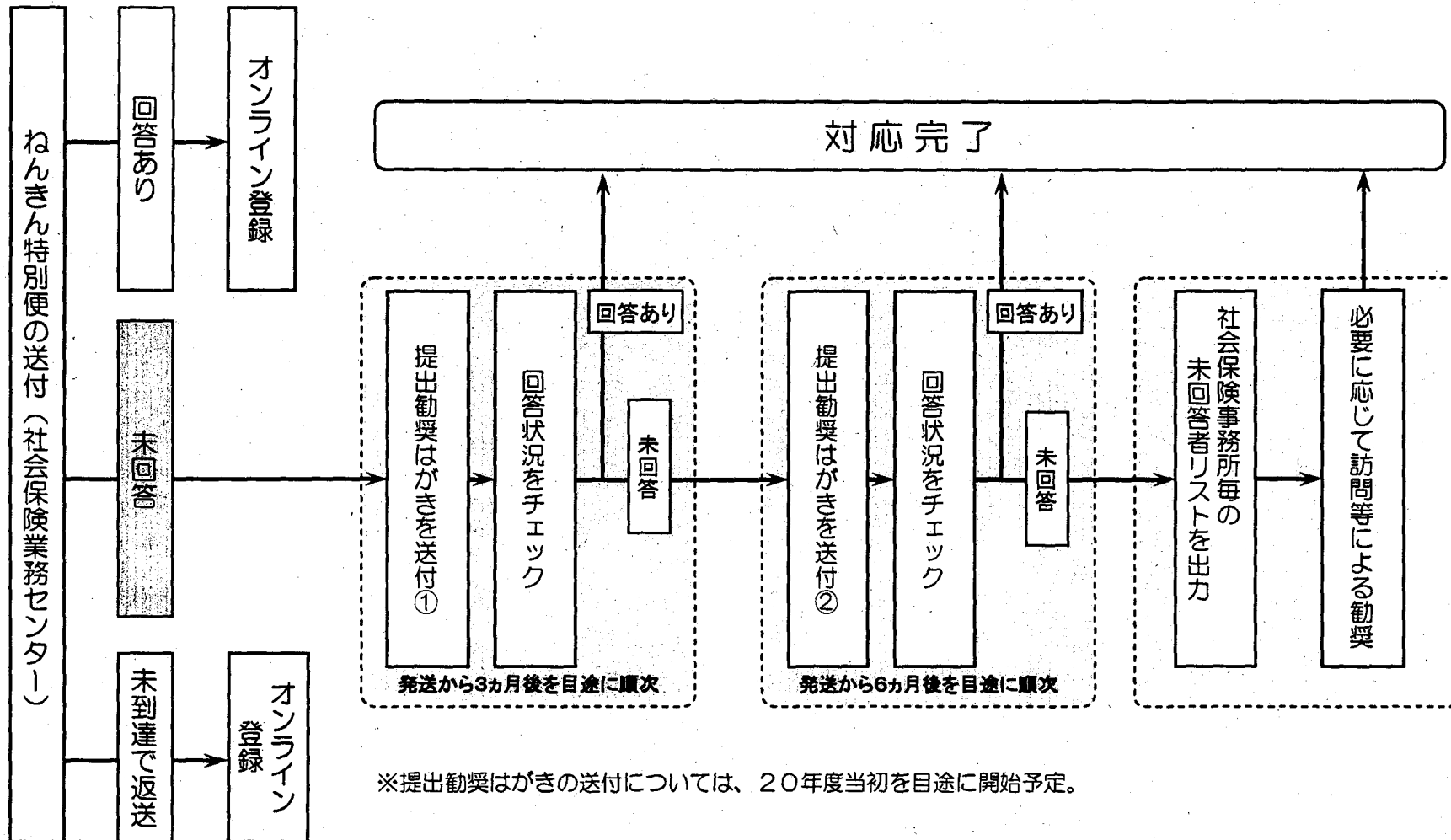
○ 社会保険業務センターにおいて、毎月、住所変更届の有無を確認し、変更届があった場合には、「ねんきん特別便」を再送付する。

○ また、変更届がないものについては、社会保険事務所において市区町村や事業主の協力を得て住所調査を実施し、判明した新住所地に「ねんきん特別便」を再送付する。

## 2 「ねんきん特別便」の未回答の取扱いについて

- 社会保険業務センターにおいて、発送から一定期間後ごとに、未回答の者をシステム上把握・整理し、提出勧奨はがき等による勧奨を繰り返す行う。

〈平成19年度送付分処理フロー〉



# 年金記録問題への国を挙げての対応体制

月	12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月								
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬						
ねんきん特別便送付時期	■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■					
	■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■		
	■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■		
	■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■		
社会保険庁の対応	<p>ねんきん特別便専用コールセンター(新設)の最大席数  <b>350席 → 700席</b> → <b>1300席</b></p> <p>※ 応答状況が極端に悪化した場合には、年金の一般相談の電話(ねんきんダイヤル)から、更に100席程度を振り替え。</p>																																						
	<p>○ 来訪相談用の臨時相談窓口の設置(会議室等のスペースを活用。)</p> <p>○ 社会保険庁OB、社会保険労務士等に協力を求め、相談窓口へ配置。</p> <p>※ 社会保険庁OB、社会保険労務士等は窓口相談に、職員は記録の確認・補正に、それぞれ重点的に配置。</p> <p>○ 来訪相談の増加、相談後の記録の確認・補正業務に他の部門の職員を弾力的に配置。</p> <p>※ 社会保険事務所に順次配置している窓口装置兼用コンピュータも事務所内で弾力的に配置し、来訪相談に活用。</p> <p>※ 予約相談により、来訪者が比較的少ない曜日、時間帯に案内。</p> <p>○ 事務所間の職員の配置の弾力化(※ 事務所ごとの相談受付、記録の確認・補正の進捗状況を把握。)</p>																																						
市町村・企業・経済団体等の連携	<p>○ 市町村、商工会議所等における巡回相談の実施。</p> <p>○ 社会保険労務士、社会保険庁OB等に協力を求め、巡回相談対応に配置。</p>																																						
	<p>○ 市町村に加え、新たに社会保険労務士、経済団体、福祉関係団体なども、それぞれの場において「ねんきん特別便」に関する相談に対応。</p> <p>○ 市町村及び経済団体において、特別便が返送された方の住所を確認。</p> <p>○ 市町村において、記録統合・訂正の申請を代行。</p> <p>○ 経済団体において、システム開発及び解析に関する専門家を引き続き派遣、さらに増強を要請。</p> <p>○ 福祉関係団体により、認知症の年金受給者についての年金記録確認、手続等につき、家族や後見人に情報提供。</p> <p>○ 年金記録上の氏名が旧姓のままとなっている従業員・国民への集中的な働き掛け。</p> <p>○ 事業所を通じた「ねんきん特別便」の配送。</p> <p>○ 事業所を通じた記録統合・訂正の申請の一括代行。</p>																																						

## 年金記録問題への国を挙げての対応体制

年金記録問題について、「ねんきん特別便」の送付を通じた国民による確認により解消を図る。このために、「ねんきん特別便」が国民に着実に届けるための体制、「ねんきん特別便」を受け取った国民の疑問や不安に応えるための手厚い相談体制を、自治体、企業等とも連携し、ご協力を得ながら、国を挙げての体制で取り組む。

### 1. 社会保険事務所等への相談対応要員等の派遣

「ねんきん特別便」発送に伴う国民からの相談に対し、十分な体制を構築する。このため、年金事務に携わった経験のある社会保険庁OBとともに、専門家である社会保険労務士の支援を求める。

① 社会保険事務所、年金相談センター及び巡回相談において、来訪者からの「ねんきん特別便」の記載内容、年金加入記録照会票により申請された加入記録の相談、その他一般的な年金記録に関する照会への対応要員の社会保険労務士会からの派遣を要請する。	〔全国社会保険労務士会連合会、都道府県社会保険労務士会〕
② 社会保険事務所等において、社会保険庁職員を年金記録確認・調査に再配置したことに伴い生ずる他の業務（医療保険の適用、保険料徴収等）の補完を行う臨時職員の社会保険労務士会からの派遣を要請する。	

### 2. 巡回相談の実施

身近な場所で年金相談を受けられるように、社会保険庁が巡回相談を充実する。その場として、市町村役場、商工会議所会館等を想定し、巡回相談（出張相談）をきめ細かく行う。

○ 社会保険事務所による巡回相談の実施に際し、開催場所の提供、開催業務支援、巡回相談実施についての広報等を行う。	〔日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、市町村〕
--	----------------------------------

### 3. 年金記録問題についての一般的な相談実施

「ねんきん特別便」を受け取った国民に対し、特別便が送られている趣旨、「ねんきん特別便」に記載されている内容の解説、漏れている記録の申請手続等について、国民の身近な場所でも情報提供を受けることができるようにする。

高齢者や障害者等については、福祉関係団体を通じて、本人又はその家族に対する情報提供を行う。

事業所、市町村又は福祉団体等が、国民に情報提供をするために必要な情報は、社会保険庁が説明会を開催し、提供する。

<p>① 事業所の社会保険委員の活用などにより、「ねんきん特別便」の趣旨、必要な手続、記載内容等や年金加入記録照会票への記載事項、留意点等について、来訪者に対する情報提供を行う。</p> <p>※ 市区町村の場合には、社会保険事務所とのホットラインも活用。</p>	<p>〔日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全市町村〕</p>
<p>② 「ねんきん特別便」が送付された入所者又はその家族に対して、記載内容、手続等についての情報提供を行う。</p> <p>※ 施設職員に対する説明会を社会保険事務所において実施。併せて、各施設における一般的な年金相談の実施を検討。</p>	<p>〔全国老人福祉施設協議会等福祉関係団体〕</p>

### 4. ねんきん特別便の送達等

国民一人一人の年金記録を着実に確認するために、「ねんきん特別便」が国民にできる限り確実に届くような体制を構築する。また、事業所及び市町村の協力を得て、宛先不明で返送されてきた「ねんきん特別便」も送付対象者に着実にお届けするための最大限の努力をする。

<p>① 宛先不明により「ねんきん特別便」が返送されてきた場合において、送付対象者の現住所を、従業員情報（経済団体の場合）又は住民情報（市町村の場合）により確認する。</p> <p>② 全被保険者に送付する「ねんきん特別便」のうち、被用者年金被保険者分について、事業所経由で送付する。【20年6月から】</p>	<p>〔日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、共済所管省・共済組合等〕</p>
<p>③ 結婚等により姓名が替わったのにも関わらず、年金記録上の氏名が旧姓のままとなっている従業員・国民への働き掛けを集中的に行う。（2月～3月を申出集中期間とする。）</p>	<p>〔日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全市町村〕</p>
<p>④ 無年金者に対し、介護保険料の納入通知送付の機会に、年金記録確認の注意喚起を併せて行う。【20年6月目途】</p>	<p>〔市町村〕</p>

## 5. 記録照会・統合の手続き

全員通知の「ねんきん特別便」の発送に伴い、国民から申請される記録の漏れ等については、事業所等を経由することにより、国民の利便性を高めるとともに、効率化を図る。

また、ITの専門家を社会保険庁に集め、今後解明すべき記録の解析及びそれに必要なシステム開発を行う。

① 全被保険者に送付する「ねんきん特別便」のうち、被用者年金被保険者分について、記録統合申請を事業所ごと一括し、申請の代行を行う。【20年6月から】	〔日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会〕
② 「ねんきん特別便」が送られた年金受給者について、希望者の「年金加入記録照会票」を、その者に代わり一括して社会保険事務所に提出する。	〔協力をいただける市町村〕
③ 認知症の年金受給者に係る年金記録の確認・手続等につき、入所・入居している施設を通じて家族や後見人に情報を提供する。 ④ 視覚障害者の方への「ねんきん特別便」の音声や点字による周知や広報を行う。	〔全国老人福祉施設協議会、日本盲人連合会等福祉関係団体〕
⑤ 今後解明すべき記録に係る解析システムの開発及び解析に関し、ITの専門家を社会保険庁に派遣する。 ⑥ 社会保険庁に派遣するITの専門家の増強を要請する。	〔日本経済団体連合会〕

## 6. 広報・情報提供

国民に、正しい情報を適正に伝える。

○ 「ねんきん特別便」の趣旨、見方、手続等について、広報資料を共同して作成する。	〔市町村〕
--	-------

# 「5000万件」の名寄せ及び「ねんきん特別便」送付の進捗状況(2月18日現在) 社会保険庁

- 「5000万件」の未統合記録と1億人の年金受給者・現役加入者の記録のコンピュータ上での突合せ(名寄せ)を3月上旬までに、その結果記録が結び付く可能性がある方々への「ねんきん特別便」の発送を3月末までに、それぞれ終わられる見込みが立ったところ。
- 3月までの「ねんきん特別便」によってもなお統合できずに残る記録については、4月以降も、
  - ①5月までに全ての受給者に、10月までに全ての現役加入者に「ねんきん特別便」をお送りし、国民お一人お一人に記録をご確認いただく
  - ②これと並行して、記録の内容に応じた調査・照会等の対策を講じる
 ことにより、記録の統合を粘り強く進めていく。
- 4月から発送するすべての年金受給者への「ねんきん特別便」については、プログラム開発がほぼ終了したところ。

		平成19年11月	平成19年12月	平成20年1月	平成20年2月	平成20年3月
名寄せ処理		←2月18日時点				
		[黒塗り]		[黒塗り]		[黒塗り]
			現役加入者・第1次名寄せ (12月17日～1月24日)			
			現役加入者・生年月日条件緩和の 第2次名寄せ(12月17日～1月24日)			
				現役加入者・氏名条件緩和の 第2次名寄せ(1月7日～2月1日)		
名寄せ該当者へのねんきん特別便の送付	年金受給者 【約280万人分】	[黒塗り]				
	現役加入者 【約750万人分】	[黒塗り]				
計 【約1030万人分】			約168万人分送付済み			
					第1次名寄せ分等 【約690万人分】 (2月20日～3月末)	
					第2次名寄せ分【約60万人分】 (2月20日～3月末)	

(注) 発送対象者数は、現時点での見込み値である。



# 「ねんきん特別便」の状況（平成20年2月19日現在）

発送			回答		対策
発送日	年金受給者	現役加入者			
19年 12月17日 25, 26日	約30万人 約18万人		未到達 1月7日時点 2千人強(0.5%) → 2月19日現在 7千人強(0.4%)		毎月住所変更届の有無を確認し、変更届があれば再送付、なければ市町村や事業主の協力を得て住所調査を行い、判明した新住所地に送付。
			未回答 1月7日時点 約32万人(65.7%) ↓ 2月19日現在 約97万人(57.9%)		発送から3か月後及び6か月後を目途に順次、はがきによる記録の確認のお願いを実施。さらに回答のない方には訪問等を実施。
20年 1月9日 16日 23, 24日 30日 2月6日 13日	約12万人 約13万人 約30万人 約5万人 約20万人 約40万人		訂正あり  1月7日時点 約2万人(4.4%) ↓ 2月19日現在 約17万人(10.3%)		再裁定等の手続を行う。
			回答 1月7日時点 約16万人 (33.8%) ↓ 2月19日現在 約70万人 (41.7%)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・封筒に、十分な確認を促すための注意喚起を付記。(1月16日より)</li> <li>・ご本人の記録である可能性が高いと考えられるもの(既に基礎年金番号で管理されている記録と今般の名寄せで該当した記録に期間の重複がなく、かつ、未統合記録に結び付く同一氏名等の方が他にいない場合等)について、電話や訪問による入念的な照会を実施。(1月25日より)</li> <li>・電話や来訪による照会や相談において、より具体的な情報を提供するなどにより、より積極的に記憶の呼び起こしを働きかける。(1月31日より)</li> <li>・加入履歴のチェックのポイントを分かりやすく示した注意喚起の資料を追加送付。(2月6日より)</li> <li>・2月6日前に送付した方に対して、注意喚起の資料を含め、「ねんきん特別便」を再送し、必ず相談・確認・回答いただくことを徹底。(3月下旬)</li> </ul>
			訂正なし  1月7日時点 約14万人(29.4%) ↓ 2月19日現在 約53万人(31.4%)		
2月20日 27日	約40万人 約24万人	約35万人 約89万人			
	計 約168万人				
	計 約232万人	計 約124万人			

## 年金記録の統合等に係る作業の主な進捗状況（ポイント） 《平成 20 年 2 月 15 日現在》

### 「5000 万件」の名寄せ・加入履歴等のお知らせ（ねんきん特別便）

- 「5000 万件」の記録と 1 億人の記録とのコンピュータ上での突合せを順次実施中。
- 平成 19 年 12 月 17 日から、第 1 次名寄せの結果記録が結びつく可能性がある年金受給者へ、「ねんきん特別便」を順次送付中。これまでに約 168 万人の方へ送付済。
  - 平成 20 年 3 月末までに、名寄せの結果記録が結びつく可能性がある年金受給者及び現役加入者に順次送付する予定。

(注) 名寄せの内容

第 1 次名寄せは、氏名・性別・生年月日の 3 項目で名寄せを実施した上で、基礎年金番号で管理されている年金加入記録と期間重複チェックを行うもの。

第 2 次名寄せは、上記 3 項目の一部について条件を緩和し、名寄せ等を実施するもの。

### 相談・広報

- 来訪相談、巡回相談及び電話相談を強化。
    - ・ 相談件数の増加に合わせて、市町村や商工会議所、商工会等で行う巡回相談を強化。
    - ・ 「ねんきん特別便」専用ダイヤルを拡充。  
700 席（平成 20 年 1 月 21 日）→ 1000 席（平成 20 年 2 月 12 日）→ 最大 1300 席
  - 広報
    - ・ 社会保険庁の HP に「ねんきん特別便」のコーナーを開設（平成 19 年 12 月 14 日）。
    - ・ 「ねんきん特別便」の送付に合わせ、趣旨、加入記録の確認方法や、記録訂正の手続等について、新聞、TV、ラジオ、HP を中心として周知広報を実施（平成 19 年 12 月～。例：新聞折込広告（平成 19 年 12 月 17 日））。
- 市町村、経済団体、企業、社会保険労務士等との協力・連携の下に、国を挙げて、記録確認の周知徹底、ねんきん特別便の内容・手続等に関する広報、相談体制の確保等に取り組む。

### コンピュータの記録と台帳等の記録の突合せ

- 被保険者台帳等の社会保険事務所における保管状況、市町村の国民年金被保険者名簿の保管状況等を把握、公表（平成 19 年 8 月 23 日、9 月 10 日）。
- 記録の突合せ
  - ・ 厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査を実施中（平成 20 年 1 月 17 日～）。
    - 来年度以降、厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査の結果の分析等を行う。
    - 国民年金の特殊台帳等の記録の突合せについて、具体的な実施方法等を検討。

サービススタンダード 達成状況  
(平成18年度)

社会保険庁

## 趣旨

- お客様の視点に立ったサービスの品質向上を図るうえで、お客様が各種のサービスを受けるまでに要する期間をその内容に応じて予め明確にし、サービスに対するお客様の安心感や信頼感を醸成することが重要であると考えています。
- このため、平成17年度より各種サービスについて、お客様が申請(請求)されてから決定通知書等が届くまでの期間についての必達目標として「サービススタンダード」を設定し、それをお客様に情報提供することにより、サービス水準の向上を図ることとしたものです。

## 実施内容

- サービススタンダードは、全てのサービスのうち、医療保険の現金給付や年金保険の給付といった、お客様から迅速に実施することが特に求められ、問い合わせなどが多いサービスについて所要日数を定めたものです。

## 健康保険給付関係

給付種別	所要日数
傷病手当金	3週間以内
出産手当金	
出産育児一時金	
家族出産育児一時金	
埋葬料(費)	
家族埋葬料	

(所要日数…請求書を受理してから、支給決定通知書が請求者に届くまでの日数。)

## 年金給付関係

給付種別	所要日数
老齢基礎年金	2か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合1か月以内)
老齢厚生年金	
遺族基礎年金	
遺族厚生年金	
障害基礎年金	3か月以内
障害厚生年金	3か月半以内

(所要日数…裁定請求書を受理してから、年金証書が請求者に届くまでの日数。)

## サービススタンダード達成状況(平成18年度)

健康保険給付にかかる平成18年度のサービススタンダードの達成状況を見ると、概ね90%以上の達成率となっており、サービススタンダードの遵守が定着してきているものと思われます。

### 健康保険給付関係

給付種別	決定件数	達成率	平均所要日数
傷病手当金	823,846 件	92.4%	18.0 日
出産手当金	127,986 件	90.3%	18.0 日
出産育児一時金	123,041 件	96.9%	16.4 日
家族出産育児一時金	256,750 件	96.9%	16.3 日
埋葬料(費)	35,614 件	88.8%	17.9 日
家族埋葬料	80,236 件	92.2%	17.2 日

達成率が比較的低い給付項目については、書類不備等による請求者への返戻に日数を要していることが影響していることから、請求者に対する事前の周知・広報の充実等、不備返戻書類の発生防止のための対策を徹底させることにより、引き続き改善を図ることとしています。

サービス標準達成状況(平成18年度)

年金給付関係については、平成18年度からは加入状況の再確認を要する場合(2か月以内(注))と要しない場合(1か月以内)に分けて、サービススタンダード達成率及び平均所要日数を集計してます。

加入状況の再確認を要する場合の達成率は、障害厚生年金を除き、全般的に88%以上の達成率となっており、サービススタンダードの遵守が定着してきているものと思われます。

一方で、加入状況の再確認を要しない場合の達成率は、40%から70%弱と比較的低くなっています。

年金給付関係

給付種別	決定件数	達成率		平均所要日数	
		加入状況の再確認を要するもの	加入状況の再確認を要しないもの	加入状況の再確認を要するもの	加入状況の再確認を要しないもの
老齢基礎年金	152,191件	94.7%	61.0%	40.9日	31.2日
老齢厚生年金	1,382,440件	93.2%	59.1%	41.1日	32.0日
遺族基礎年金	3,792件	88.7%	42.9%	46.0日	35.8日
遺族厚生年金	254,243件	90.0%	69.1%	42.5日	29.9日
障害基礎年金	51,186件	89.8%	—	62.3日	—
障害厚生年金	22,038件	75.7%	—	91.4日	—

(注)  
「障害基礎年金」は3か月以内、  
「障害厚生年金」は3か月半以内。

「障害厚生年金」の達成率が比較的低いことについては、障害厚生年金における障害の程度の認定が、障害基礎年金における障害の程度の認定に比べ複雑になっていることに加え、請求の際の添付書類などの不備により、決定までに時間を要していることが影響しているものと考えられます。

## サービス標準達成率向上への取組

- 各種申請書類の見直し、年金裁定の処理日数の短縮、事務処理の標準化の推進、社会保険オンラインシステムの刷新などを順次実施するとともに、事務処理サイクルを見直すなど、サービス提供までの所要日数の短縮を図っていくこととしています。  
なお、障害基礎年金の所要日数については、平成18年度より「3か月半以内」から「3か月以内」に短縮しています。
- 今後、有効な取組事例を全国共通の事務処理として標準化するなど、達成率向上へ向けた方策を検討することとしています。
- 達成率の低い給付項目や社会保険事務所等については、個別にその原因を把握・分析したうえで、その対策を徹底させることにより、改善を図ることとしています。



## 特定健康診査及び特定保健指導の実施について

平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した、特定健康診査及び特定保健指導の実施が医療保険者に義務化される。国の基本方針（案）においては、平成24年度に特定健康診査実施率70%特定保健指導実施率45%を達成するよう定められているところである。

### 1. 特定健康診査の実施等について

#### ア. 被保険者に対する健診

現行と同様に健診機関と一般健診等について個別契約し、事業所を通じた受診勧奨及び健診申込み受付等の事務処理を実施する方式を予定。

#### イ. 被扶養者に対する健診

40歳以上74歳までの被扶養者を対象とした特定健康診査を「集合契約」により実施する。なお、受診勧奨及び受診券発行申請受付等の事務処理は事業所を通じた実施を予定。

(※健診項目は別紙参照)

### 2. 特定保健指導の実施等について

#### ア. 被保険者に対する特定保健指導

被保険者に対する特定保健指導については、保健師が事業所に直接訪問し、原則として個別指導中心の特定保健指導を実施する。

#### イ. 被扶養者に対する特定保健指導

被扶養者の特定保健指導は、特定健康診査結果に基づく階層化を行い、特定保健指導が必要とされた被扶養者の住所地（特定健康診査の際に取得）に「利用券」を直接交付し実施する。

### 3. 社会保険事務局における取り組みについて

#### ア. 集合契約について

4月からの被扶養者の特定健診等を円滑に実施するためには、市町村（国保）の健診契約の進捗状況を的確に把握し、集合契約の締結に向けて他保険者と共同した作成作業を早急に進める。

#### イ. 新たな健診事務等の実施に向けての主な留意点について

○ 生活習慣病予防健診については、例年どおり健診実施機関との契約準備を進める。

○ 被保険者に対する保健指導については、10月からは全国健康保険協

会へ移行し、引き続き実施することも踏まえ、周知・広報等、保健指導事業の実施に係る財団支部との連携強化を図る。

- 事業主健診の特定健康診査結果の取得については、情報提供に係る事業主への周知や個人情報保護法上の本人同意等について健診機関等への協力を求める。
- 労働安全衛生法に基づく事業主健診結果は、特定健康診査として保険者が受け取ることにより、被保険者の実施率に含めることができるが、その取得方法については、現行生活習慣病予防健診の実施機関を中心とした事業主健診実施機関との間の情報提供に係る契約により実施する方法を主とする。

# 平成20年4月からの政管健保生活習慣病予防健診検査項目対比表

・特定健診の検査項目については、「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)(平成19年4月)」による。(H20.1.30)

	政管健保		特定健診	(参 考)
	一般	付加		労働安全衛生法 定期健康診断
診 察 等	質 問(問 診)	○	○	○
	計 身 長	○	○	●1
	測 体 重	○	○	○
	肥満度・標準体重	○	○	○
	腹 囲	○	○	■※
	視 力	○		○
	聴 力	○		○
	胸部聴診・腹部触診	○		○
	血圧(座位)	○		○
	脂 質	○		○
肝 機 能	総コレステロール定量	○	○	■
	中性脂肪	○	○	■
	HDL-コレステロール	○	○	■
	LDL-コレステロール	○	○	■
代 謝 系	GOT	○	○	■
	GPT	○	○	■
	γ-GTP	○	○	■
	ALP	○		
	総蛋白		○	
	アルブミン		○	
	総ビリルビン		○	
	LDH		○	
血 液 一 般	アミラーゼ		○	
	空腹時血糖	○	■1	■
	尿 糖   半定量	○	○	○
	血清尿酸	○		
尿 腎 機 能	ヘモグロビンA1C	■1	■1	■1
	ヘマトクリット値	○	□	
	血色素測定	○	□	■
	赤血球数	○	□	■
	白血球数	○		
呼 吸 機 能	血小板・血液像		○	
	尿蛋白   半定量	○	○	○
	潜 血	○		
	尿沈渣		○	
肺	血清クレアチニン	○		
	肺活量		○	
	1秒量・1秒率		○	
胃	12誘導心電図	○	□	■
	胸部X線	○		○
大 腸	喀痰細胞診			□
	胃部X線	○		
眼 底 検 査	胃内視鏡	□		
	直腸検査	□		
腹 部 超 音 波	免疫学的便潜血検査	○		
	眼底検査	□	○	□
(参 考)				
感 染 症	HBs抗原	●		(参考)の検査項目 については、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の項目の改正について ～平成20年4月1日施行～パンフレットによる。
	HCV抗体	●		
子宮頸がん(スメア方式)	△			
子宮体がん(細胞診)				
乳 がん	視診・触診	△		
	X線			
歯周疾患健診	△			
骨粗鬆症健診				

注. 検査項目のうち、太枠の項目については、平成19年度と比較し、追加(必須と選択)になった検査項目である。

○… 必須項目

△… 受診者の希望に基づき選択的に実施する項目

□… 医師の判断に基づき選択的に実施する項目

●… 35歳以上の者(過去に当該検査を受けたことがない者)

●1… 20歳以上の者については、医師の判断に基づき選択的に実施する項目

■… 35歳及び40歳以上の者については必須項目、40歳未満の者(35歳を除く)については医師の判断に基づき選択的に実施する項目

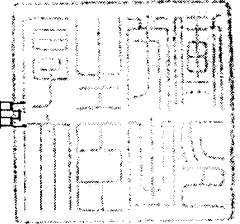
※… ■に加えて、①妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断されたもの、②BMIが20未満である者、③BMIが22未満で、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者は、医師の判断に基づき選択的に実施する項目

■1… 血糖検査については、ヘモグロビンA1cで代替可

厚生労働省発政第0228001号  
平成19年2月28日

社会保険庁長官 殿

厚生労働大臣



平成19年度において社会保険庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成19年度において社会保険庁が達成すべき目標について別添のとおり定めたので、通知する。

(別添)

平成19年度において社会保険庁が達成すべき目標

平成19年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。

また、厚生労働大臣が主宰する「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」において平成17年9月に取りまとめた「業務改革プログラム」に基づく業務改革を推進するとともに、平成18年3月に取りまとめた「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づいて、業務・システムの改革を進めるものとする。

なお、平成19年度においては、とりわけ国民年金保険料の納付率の向上対策を最優先の課題として、重点的に取り組むとともに、いわゆる団塊の世代の大量退職に伴い、年金相談等の業務の増加が見込まれることから、これに対する的確な対応に努めることとする。

達成すべき目標	参考指標
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。</p> <p>(数値目標) ○適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査を行ったもの）の割合：4分の1以上 注）未適用事業所に対して立入検査をした件数を含む。</p>	<p>・適用事業所数 (平成17年度実績) 厚生年金保険： 1,648,101事業所 政府管掌健康保険： 1,515,290事業所 船員保険： 6,292事業所</p> <p>-----</p> <p>・新規適用事業所数 (平成17年度実績) 厚生年金保険： 66,087事業所 政府管掌健康保険： 65,010事業所 船員保険 227事業所</p> <p>-----</p> <p>・全被保険者資格喪失事業所数 (平成17年度実績) 厚生年金保険： 45,223事業所 政府管掌健康保険： 43,789事業所 船員保険 240事業所</p> <p>-----</p> <p>・巡回説明実施事業所数（平成19年度からは訪問勧奨実施事業所数） (平成17年度実績) 53,129事業所</p> <p>-----</p> <p>・重点加入指導実施事業所数 (平成17年度実績) 4,013事業所</p> <p>-----</p> <p>・被保険者数 (平成17年度実績) 厚生年金保険： 33,021,689人 政府管掌健康保険： 19,156,318人 船員保険： 64,834人</p> <p>-----</p> <p>・資格取得被保険者数 (平成17年度実績) 厚生年金保険： 6,904,641人 政府管掌健康保険： 4,703,201人 船員保険： 28,745人</p>

達成すべき目標	参考指標
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格喪失被保険者数 (平成17年度実績) 厚生年金保険： 6, 375, 211人 政府管掌健康保険： 4, 478, 890人 船員保険 29, 119人</li> <hr/> <li>・被扶養者数 (平成17年度実績) 政府管掌健康保険： 16, 493, 297人 船員保険： 103, 105人</li> <hr/> <li>・賞与支払事業所数 (年度延数) (平成17年度実績) 厚生年金保険： 1, 932, 383事業所 政府管掌健康保険： 1, 645, 961事業所 船員保険： 4, 099事業所</li> </ul>
<p>(2) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。</p> <p>(数値目標) ○届出遅れに係る勸奨状の送付対象者数： 前年度を下回る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種届出の届出遅れに係る勸奨状送付件数 (平成17年度実績) 3, 805, 310件</li> <hr/> <li>・20歳到達者 (住民基本台帳ネットワークにより把握したもの) の適用率 (平成17年度実績) 100%</li> <hr/> <li>・第1号被保険者数 (平成17年度実績) 21, 903, 485人</li> <hr/> <li>・第1号資格取得者数 (平成17年度実績) 5, 083, 885人</li> <hr/> <li>・第1号資格喪失者数 (平成17年度実績) 5, 337, 704人</li> </ul>
<p>(3) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他制度加入照会件数 (平成17年度実績) 1, 630, 971件</li> <hr/> <li>・年金手帳記号番号回答票数 (社会保険業務センター受付分) (平成17年度実績) 580, 024件</li> </ul>

達成すべき目標	参考指標
<p>2 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>(数値目標)</p> <p>○保険料収納率<sup>(注)</sup></p> <p>厚生年金保険：98.5%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保  政府管掌健康保険：97.9%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保  船員保険：92.1%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>○口座振替実施率</p> <p>厚生年金保険：84%以上  政府管掌健康保険：85%以上  船員保険：57%以上</p> <p>注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調停額及び過年度分保険料調停（繰越）額の合計額に対する当年度の収納額の割合</p>	<p>・差押え事業所数 (平成17年度実績) 13,631件</p> <hr/> <p>・保険料収納率 (平成17年度実績) 厚生年金保険：98.5%  政府管掌健康保険：97.9%  船員保険：92.1%</p> <hr/> <p>・口座振替実施率 (平成17年度実績) 厚生年金保険：84.2%  政府管掌健康保険：85.5%  船員保険：56.4%</p>
<p>(2) 国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。</p> <p>平成19年度においては、現年度分保険料の納付率が80%に達するよう最大限努力するとともに、平成17年度分保険料の最終的な納付率が74.5%に達するよう努める。</p> <p>なお、納付率向上の取組に関する評価について、次の点の検討を進め、考え方を明らかにする。</p> <p>① 未納者の具体的状況や属性（所得、未納期間、住所の有無、納付意向（拒否の有無）など）を明らかにし、実施機関として保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて検討する。</p> <p>② 未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を検討する。</p>	<p>・保険料納付率 (平成17年度実績) 67.1%</p> <hr/> <p>・口座振替実施率 (平成17年度実績) 40.2%</p> <p>・戸別訪問件数 (平成17年度実績) 延 1,774万件</p> <p>・電話納付督促件数 (平成17年度実績) 延 82.3万件</p> <p>・催告状発行件数 (平成17年度実績) 3,418万件</p> <p>・最終催告状発行件数 (平成17年度実績) 172,440件</p> <p>・督促状送付件数 (平成17年度実績) 36,398件</p> <p>・コンビニ収納件数 (平成17年度実績) 58.9万件</p> <p>・免除件数 (平成17年度実績) 法定免除：1,126,166件  申請全額免除：2,155,879件  申請半額免除：532,984件  合 計：3,815,029件</p> <hr/> <p>・学生納付特例件数 (平成17年度実績) 1,760,373件</p> <p>・若年者納付猶予件数 (平成17年度実績) 340,525件</p> <p>・追納件数 (平成17年度実績) 580,160件</p>

達成すべき目標	参考指標																					
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>(数値目標)  ○被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く)  政府管掌健康保険：内容点検 806円以上  外傷点検 464円以上  船員保険：内容点検 1,173円以上  外傷点検 868円以上</p>	<p>・内容点検件数(過誤調整確定分)  (平成17年度実績) 政府管掌健康保険： 1,222,405件  船員保険： 4,901件</p> <hr/> <p>・レセプト点検効果額(資格点検を除く)  (平成17年度実績) 政府管掌健康保険：内容点検 15,424百万円  外傷点検 8,876百万円  船員保険：内容点検 77百万円  外傷点検 57百万円</p> <hr/> <p>・被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く)  (平成17年度実績) 政府管掌健康保険：内容点検 806円  外傷点検 464円  船員保険：内容点検 1,173円  外傷点検 868円</p>																					
<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>(数値目標)  ○請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <p>傷病手当金：3週間以内  出産手当金：3週間以内  出産育児一時金：3週間以内  家族出産育児一時金：3週間以内  埋葬料(費)：3週間以内  家族埋葬料：3週間以内</p>	<p>・現金給付費  (平成17年度実績) 政府管掌健康保険： 5,321億円  船員保険： 54億円</p> <hr/> <p>・被保険者1人当たり支給日数(傷病手当金)  (平成17年度実績) 政府管掌健康保険： 1.41日  船員保険： 6.19日</p> <hr/> <p>・請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの平均所要日数及び達成率  (平成17年度実績)</p> <p>【健康保険給付関係】</p> <table border="1" data-bbox="1279 1206 1906 1406"> <thead> <tr> <th>給付種別</th> <th>平均所要日数</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷病手当金</td> <td>18.5日</td> <td>85.6%</td> </tr> <tr> <td>出産手当金</td> <td>18.2日</td> <td>87.6%</td> </tr> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>16.6日</td> <td>94.2%</td> </tr> <tr> <td>家族出産育児一時金</td> <td>16.6日</td> <td>94.4%</td> </tr> <tr> <td>埋葬料(費)</td> <td>18.2日</td> <td>85.6%</td> </tr> <tr> <td>家族埋葬料</td> <td>17.5日</td> <td>88.3%</td> </tr> </tbody> </table>	給付種別	平均所要日数	達成率	傷病手当金	18.5日	85.6%	出産手当金	18.2日	87.6%	出産育児一時金	16.6日	94.2%	家族出産育児一時金	16.6日	94.4%	埋葬料(費)	18.2日	85.6%	家族埋葬料	17.5日	88.3%
給付種別	平均所要日数	達成率																				
傷病手当金	18.5日	85.6%																				
出産手当金	18.2日	87.6%																				
出産育児一時金	16.6日	94.2%																				
家族出産育児一時金	16.6日	94.4%																				
埋葬料(費)	18.2日	85.6%																				
家族埋葬料	17.5日	88.3%																				



達成すべき目標	参考指標																																										
	<p><b>【船員保険給付関係】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給付種別</th> <th>平均所要日数</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷病手当金</td> <td>18.8日</td> <td>80.3%</td> </tr> <tr> <td>出産手当金</td> <td>16.8日</td> <td>85.7%</td> </tr> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>13.0日</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>家族出産育児一時金</td> <td>14.8日</td> <td>96.6%</td> </tr> <tr> <td>葬祭料</td> <td>18.6日</td> <td>82.9%</td> </tr> <tr> <td>家族葬祭料</td> <td>15.3日</td> <td>91.1%</td> </tr> </tbody> </table>	給付種別	平均所要日数	達成率	傷病手当金	18.8日	80.3%	出産手当金	16.8日	85.7%	出産育児一時金	13.0日	100.0%	家族出産育児一時金	14.8日	96.6%	葬祭料	18.6日	82.9%	家族葬祭料	15.3日	91.1%																					
給付種別	平均所要日数	達成率																																									
傷病手当金	18.8日	80.3%																																									
出産手当金	16.8日	85.7%																																									
出産育児一時金	13.0日	100.0%																																									
家族出産育児一時金	14.8日	96.6%																																									
葬祭料	18.6日	82.9%																																									
家族葬祭料	15.3日	91.1%																																									
<p>(3) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>(数値目標)</p> <p>○請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <p>老齢基礎・老齢厚生年金：2か月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)</p> <p>遺族基礎・遺族厚生年金：2か月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)</p> <p>障害基礎年金：3か月以内</p> <p>障害厚生年金：3か月半以内</p>	<p>・年金給付費 (平成17年度実績)</p> <table> <tr> <td>厚生年金</td> <td>:</td> <td>21兆9,863億円</td> </tr> <tr> <td>基礎年金</td> <td>:</td> <td>12兆6,386億円</td> </tr> <tr> <td>国民年金</td> <td>:</td> <td>1兆9,527億円</td> </tr> <tr> <td>老齢福祉年金</td> <td>:</td> <td>165億円</td> </tr> </table> <p>-----</p> <p>・年金受給権者数 (平成17年度実績)</p> <table> <tr> <td>厚生年金</td> <td>:</td> <td>25,109,878人</td> </tr> <tr> <td>基礎年金(国民年金)</td> <td>:</td> <td>24,393,056人</td> </tr> <tr> <td>船員保険(新法)</td> <td>:</td> <td>2,127人</td> </tr> </table> <p>-----</p> <p>・請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの平均所要日数及び達成率 (平成17年度実績)</p> <p><b>【年金給付関係】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給付種別</th> <th>平均所要日数</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老齢基礎年金</td> <td>31.4日</td> <td>98.7%</td> </tr> <tr> <td>老齢厚生年金</td> <td>33.4日</td> <td>98.3%</td> </tr> <tr> <td>遺族基礎年金</td> <td>36.7日</td> <td>93.7%</td> </tr> <tr> <td>遺族厚生年金</td> <td>32.1日</td> <td>97.7%</td> </tr> <tr> <td>障害基礎年金</td> <td>61.9日</td> <td>94.0%</td> </tr> <tr> <td>障害厚生年金</td> <td>92.7日</td> <td>73.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>・新規裁定者あてパンフレット送付件数 (平成17年度実績)</p> <p style="text-align: right;">1,901,587部</p>	厚生年金	:	21兆9,863億円	基礎年金	:	12兆6,386億円	国民年金	:	1兆9,527億円	老齢福祉年金	:	165億円	厚生年金	:	25,109,878人	基礎年金(国民年金)	:	24,393,056人	船員保険(新法)	:	2,127人	給付種別	平均所要日数	達成率	老齢基礎年金	31.4日	98.7%	老齢厚生年金	33.4日	98.3%	遺族基礎年金	36.7日	93.7%	遺族厚生年金	32.1日	97.7%	障害基礎年金	61.9日	94.0%	障害厚生年金	92.7日	73.5%
厚生年金	:	21兆9,863億円																																									
基礎年金	:	12兆6,386億円																																									
国民年金	:	1兆9,527億円																																									
老齢福祉年金	:	165億円																																									
厚生年金	:	25,109,878人																																									
基礎年金(国民年金)	:	24,393,056人																																									
船員保険(新法)	:	2,127人																																									
給付種別	平均所要日数	達成率																																									
老齢基礎年金	31.4日	98.7%																																									
老齢厚生年金	33.4日	98.3%																																									
遺族基礎年金	36.7日	93.7%																																									
遺族厚生年金	32.1日	97.7%																																									
障害基礎年金	61.9日	94.0%																																									
障害厚生年金	92.7日	73.5%																																									

達成すべき目標	参考指標
<p>4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行による特定健診・特定保健指導の義務化を見据えて、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>(数値目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○健診実施割合 <ul style="list-style-type: none"> <li>政府管掌健康保険：34%以上（40歳以上の被保険者）</li> <li>船員保険：39%以上（40歳以上の被保険者）</li> </ul> </li> <li>○事後指導：実施者数が前年度の実績を上回る</li> </ul>	<p>・健診実施割合（40歳以上の被保険者）  (平成17年度実績) 政府管掌健康保険：29.3%  船員保険：32.3%</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>・事後指導実施割合  (平成17年度実績) 35.3%</p>
<p>(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。</p>	

達成すべき目標	参考指標
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。</p> <p>(数値目標) ○生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の35%以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページアクセス数 (平成17年度実績) 6,093万件</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・生徒に対する年金セミナーの実施率 (平成17年度実績) 28.7%</li> </ul>
<p>(2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金相談者数(来訪相談者数) (平成17年度実績) 7,444千人</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・被保険者記録の事前通知件数 (平成17年度実績) 1,771千件</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・35歳到達者への通知件数 (平成18年度から実施)</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数 (平成17年度実績) 80千件</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・年金加入状況の通知件数 (平成17年度実績) 12,019千件</li> </ul>
<p>(3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプト開示件数 (平成17年度実績) 5,879件</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・研修参加人数 (平成17年度実績) 28,352人</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・情報公開法に基づく開示請求件数 (平成17年度実績) 本庁分：55件 地方分：3,989件</li> </ul>

## 平成 20 年度において社会保険庁が達成すべき目標 (案)

平成 20 年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。

年金記録問題により社会保険庁のこれまでの業務に対する国民の信頼が損なわれている状況に対し、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成 19 年 7 月)、「年金記録問題に関する今後の対応」(平成 20 年 1 月)等に基づく取組を着実に実施するとともに、「年金記録問題検証委員会報告書」(平成 19 年 10 月)等の指摘も踏まえ、業務の管理・運営に係る様々な改革を推進し、国民の信頼に足るシステムを再構築していく必要がある。

また、社会保険庁においては、

- ①「業務改革プログラム」による改革の着実な実施、
- ②平成 20 年 10 月の全国健康保険協会の設立に伴う健康保険事業の円滑かつ着実な移行、
- ③平成 22 年 1 月の日本年金機構の設立に向けた、組織、業務の運営を円滑に行うための所要の準備を進める必要がある。

少子高齢化が一段と進む中、国民生活の安定を保障する社会保険を担う組織として、国民に真に信頼される組織に再生していくために、年金記録問題の解決と新組織への移行に向けた社会保険庁の改革に全力を挙げて取り組むことが、年金制度に対する国民の信頼を回復するために必要不可欠である。

達成すべき目標	参考指標 (平成 18 年度実績)
<b>1 適用事務に関する事項</b> (1) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。	・第 1 号被保険者数 21,230,496 人 ・第 1 号資格取得者数 5,328,917 人 ・第 1 号資格喪失者数 5,999,645 人
(2) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所(船員保険は船舶所有者)の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出の促進、適正な事務処理の徹底を図る。 ○重点加入指導実施事業所数：前年度を上回る	・訪問勸奨実施事業所数 厚生年金・政府管掌健康保険 28,961 事業所 ・重点加入指導実施事業所数 厚生年金・政府管掌健康保険 6,786 事業所

・事業所調査効果件数			
[資格得喪関係] 厚生年金保険:		48,440	件
政府管掌健康保険:		40,212	件
[標準報酬月額関係] 厚生年金保険:		71,053	件
政府管掌健康保険:		69,562	件
・新規適用事業所数			
厚生年金保険:	80,059		事業所
政府管掌健康保険:	78,973		事業所
船員保険:	194		事業所
・全被保険者資格喪失事業所数			
厚生年金保険:	41,634		事業所
政府管掌健康保険:	40,790		事業所
船員保険:	205		事業所
・適用事業所数			
厚生年金保険:	1,681,355		事業所
政府管掌健康保険:	1,548,534		事業所
船員保険:	6,237		事業所
・賞与支払事業所数 (年度延数)			
厚生年金保険:	1,917,570		事業所
政府管掌健康保険:	1,627,092		事業所
船員保険:	4,131		事業所
・資格取得被保険者数			
厚生年金保険:	7,254,341		人
政府管掌健康保険:	4,930,497		人
船員保険:	25,735		人
・資格喪失被保険者数			
厚生年金保険:	6,448,290		人
政府管掌健康保険:	4,555,635		人
船員保険:	26,848		人
・被保険者数			
厚生年金保険:	33,794,056		人
政府管掌健康保険:	19,501,172		人
船員保険:	63,499		人
・被扶養者数			
政府管掌健康保険:	16,437,136		人
船員保険:	97,657		人

達成すべき目標	参考指標												
<p><b>2 保険料等収納事務に関する事項</b></p> <p>(1) 国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。 平成20年度においては、現年度分保険料の納付率80%の目標達成に向けて最大限努力するとともに、平成18年度分保険料の最終的な納付率が平成17年度分保険料の最終的な納付率を上回るよう努める。 なお、納付率向上の取組に関する目標と評価について、引き続き、次の点の検討を進め、平成20年度中に考え方を明らかにする。</p> <p>① 未納者の具体的状況や属性（所得、未納期間、住所の有無、納付意向（拒否の有無）など）を明らかにし、実施機関として保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて引き続き検討する。</p> <p>② 未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を引き続き検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・催告状発行件数 1, 863万件</li> <li>・電話納付督促件数 545万件</li> <li>・戸別訪問件数 1, 627万件</li> <li>・最終催告状発送件数 310, 551件</li> <li>・保険料納付月数 12, 396万月</li> <li>・保険料納付対象月数 18, 701万月</li> <li>・免除件数 3, 204, 829件</li> <li>・若年者納付猶予件数 373, 156件</li> <li>・学生納付特例件数 1, 702, 861件</li> <li>・督促状送付件数 100, 890件</li> <li>・コンビニ収納件数 749万件</li> <li>・追納件数 615, 003件</li> </ul>												
<p>(2) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>○保険料収納率<sup>(注)</sup>          厚生年金保険：98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保          政府管掌健康保険：98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保          船員保険：92%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>○口座振替実施率          厚生年金保険：84%以上          政府管掌健康保険：85%以上          船員保険：57%以上</p> <p>注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定（繰越）額の合計額に対する当年度の収納額の割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差押え実施事業所数（実事業所数） 15, 613件</li> <li>・滞納事業所数 108, 070件</li> <li>・労働保険との共通調査事業所数 1, 452件</li> <li>・労働保険との共通滞納事業所選定数 3, 193件</li> <li>・保険料収納率             <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>厚生年金保険：</td> <td>98.7%</td> </tr> <tr> <td>政府管掌健康保険：</td> <td>98.0%</td> </tr> <tr> <td>船員保険：</td> <td>92.6%</td> </tr> </table> </li> <li>・口座振替実施率             <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>厚生年金保険：</td> <td>84.0%</td> </tr> <tr> <td>政府管掌健康保険：</td> <td>85.2%</td> </tr> <tr> <td>船員保険：</td> <td>56.4%</td> </tr> </table> </li> </ul>	厚生年金保険：	98.7%	政府管掌健康保険：	98.0%	船員保険：	92.6%	厚生年金保険：	84.0%	政府管掌健康保険：	85.2%	船員保険：	56.4%
厚生年金保険：	98.7%												
政府管掌健康保険：	98.0%												
船員保険：	92.6%												
厚生年金保険：	84.0%												
政府管掌健康保険：	85.2%												
船員保険：	56.4%												

達成すべき目標	参考指標
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(1) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <p>老齢基礎・老齢厚生年金：2か月以内  （加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内）</p> <p>遺族基礎・遺族厚生年金：2か月以内  （加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内）</p> <p>障害基礎年金：3か月以内  障害厚生年金：3か月半以内</p>	<p>・新規裁定者あてパンフレット送付件数 2, 048, 781部</p> <hr/> <p>・年金給付費 基礎年金（国民年金）： 15兆3, 058億円  厚生年金 : 22兆2, 541億円</p> <hr/> <p>・年金受給権者数 基礎年金（国民年金）： 25, 419, 830人  厚生年金 : 26, 155, 333人  船員保険（新法） : 2, 172人</p> <hr/> <p>・新規裁定受給権者数 基礎年金（国民年金）： 475, 151人  厚生年金 : 1, 673, 250人  船員保険（新法） : 82人</p>
<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <p>傷病手当金 : 3週間以内  出産手当金 : 3週間以内  出産育児一時金 : 3週間以内  家族出産育児一時金 : 3週間以内  埋葬料（費） : 3週間以内  家族埋葬料 : 3週間以内</p>	<p>・現金給付費 政府管掌健康保険： 5, 516億円  船員保険： 55億円</p> <hr/> <p>・被保険者1人当たり支給日数（傷病手当金）  政府管掌健康保険： 1. 42日  船員保険 : 6. 44日</p>
<p>(3) 年金記録問題への対応については、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会取りまとめ）、「年金記録問題に関する今後の対応」（平成20年1月24日）等に基づき着実に実施する。</p>	

達成すべき目標	参考指標
4 社会保険オンラインシステムの見直し (1) 社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。	



達成すべき目標	参考指標
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。</p> <p>○生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の35%以上</p>	<p>・ホームページアクセス数 8,086万件</p> <p>・新聞広報の接触率 30.1%</p> <p>・年金セミナー 中学・高校生対象 32.1% 大学生対象 23セミナー</p>
<p>(2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。ねんきんダイヤル応答率については前年度以上となるよう努める。</p>	<p>・ねんきんダイヤル応答率 69.4%</p> <p>・年金相談者数（来訪相談者数） 8,000,500人</p> <p>・インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数 176,339件</p> <p>・年金加入状況の通知件数 11,758,769件</p>
<p>(3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。</p> <p>○個人情報保護研修受研率：100%</p>	<p>・個人情報保護研修受研率 99.9%</p> <p>・レセプト開示件数 6,172件</p> <p>・情報公開法に基づく開示請求件数 本庁分： 63件 地方分： 7,959件</p>

達成すべき目標	参考指標
<p>6 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>○被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く）  政府管掌健康保険：内容点検 439円以上  外傷点検 218円以上  船員保険：内容点検 1,279円以上  外傷点検 1,353円以上  ※政府管掌健康保険については平成20年9月までの半年分の数値</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者1人当たりレセプト点検効果額 健康保険（資格点検） 2,012円</li> <hr/> <li>・医療給付費 健康保険： 37,242億円 船員保険： 204億円</li> <hr/> <li>・医療費通知件数 健康保険： 28,109,378件 船員保険： 64,781件</li> <hr/> <li>・負傷原因照会件数 344,578件</li> <hr/> <li>・求償件数 健康保険： 125,975件 船員保険： 721件</li> <hr/> <li>・求償決定額 健康保険： 6,929,294,495円 船員保険： 55,275,397円</li> <hr/> <li>・レセプト点検効果額総額（政府管掌健康保険） 内容点検 17,052百万円 外傷点検 8,466百万円 資格点検 39,134百万円</li> </ul>
<p>(2) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。  特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い、特定健康診査・特定保健指導を実施するため、被保険者に対する生活習慣病予防健診事業を拡充するとともに、被扶養者に対する健診事業を効率的に実施し、それらの健診結果等に基づき特定保健指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。  平成20年度においては、今後特定健康診査等基本方針で定める実施率（平成24年度において特定健康診査70%、特定保健指導45%）の達成に向けて、特定健康診査40%以上（被保険者・一般健診）、特定保健指導28%以上（被保険者・政管健保）が達成できるよう、平成20年度上半期においては、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診実施者数 健康保険（40歳以上被保険者） 3,267,977人 船員保険（40歳以上被保険者） 15,254人</li> <hr/> <li>・事後指導実施者数 653,864人</li> </ul>
<p>(3) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化計画を実施する。</p>	

## 「平成20年度目標において社会保険庁が達成すべき目標(案)」(平成19年度目標と対比表)

平成20年度の目標(案)	平成19年度の目標
<p>平成20年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。</p> <p><u>年金記録問題により社会保険庁のこれまでの業務に対する国民の信頼が損なわれている状況に対し、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月)、「年金記録問題に関する今後の対応」(平成20年1月)等に基づく取組を着実に実施するとともに、「年金記録問題検証委員会報告書」(平成19年10月)等の指摘も踏まえ、業務の管理・運営に係る様々な改革を推進し、国民の信頼に足るシステムを再構築していく必要がある。</u></p> <p>また、社会保険庁においては、</p> <p>①「業務改革プログラム」による改革の着実な実施、</p> <p>②平成20年10月の全国健康保険協会の設立に伴う健康保険事業の円滑かつ着実な移行、</p> <p>③平成22年1月の日本年金機構の設立に向けた、組織、業務の運営を円滑に行うための所要の準備を進める必要がある。</p> <p><u>少子高齢化が一段と進む中、国民生活の安定を保障する社会保険を担う組織として、国民に真に信頼される組織に再生していくために、年金記録問題の解決と新組織への移行に向けた社会保険庁の改革に全力を挙げて取り組むことが、年金制度に対する国民の信頼を回復するために必要不可欠である。</u></p>	<p>平成19年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。</p> <p>また、厚生労働大臣が主宰する「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」において平成17年9月に取りまとめた「業務改革プログラム」に基づく業務改革を推進するとともに、平成18年3月に取りまとめた「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づいて、業務・システムの改革を進めるものとする。</p> <p>なお、平成19年度においては、とりわけ国民年金保険料の納付率の向上対策を最優先の課題として、重点的に取り組むとともに、いわゆる団塊の世代の大量退職に伴い、年金相談等の業務の増加が見込まれることから、これに対する的確な対応に努めることとする。</p>

平成20年度の目標(案)	平成19年度の目標
1 適用事務に関する事項	1 適用事務に関する事項
<p>(1) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。</p>	<p>(2) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。</p> <p>○届出遅れに係る勸奨状の送付対象者数：前年度を下回る</p>
<p>(2) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所(船員保険は船舶所有者)の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出の促進、<u>適正な事務処理の徹底</u>を図る。</p> <p>○<u>重点加入指導実施事業所数</u>：前年度を上回る</p>	<p>(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所(船員保険は船舶所有者)の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。</p> <p>○適用事業所数に対する事業所調査件数(資格に関する調査を行ったもの)の割合：4分の1以上 注)未適用事業所に対して立入検査をした件数を含む。</p>

平成20年度の目標(案)	平成19年度の目標
2 保険料等収納事務に関する事項	2 保険料等収納事務に関する事項
<p>(1) 国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。</p> <p><u>平成20年度においては、現年度分保険料の納付率80%の目標達成に向けて最大限努力するとともに、平成18年度分保険料の最終的な納付率が平成17年度分保険料の最終的な納付率を上回るよう努める。</u></p> <p>なお、納付率向上の取組に関する<u>目標と評価について、引き続き、次の点の検討を進め、平成20年度中に考え方を明らかにする。</u></p> <p>① 未納者の具体的状況や属性(所得、未納期間、住所の有無、納付意向(拒否の有無)など)を明らかにし、実施機関として保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて<u>引き続き</u>検討する。</p> <p>② 未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を<u>引き続き</u>検討する。</p>	<p>(2) 国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。</p> <p>平成19年度においては、現年度分保険料の納付率が80%に達するよう最大限努力するとともに、平成17年度分保険料の最終的な納付率が74.5%に達するように努める。</p> <p>なお、納付率向上の取組に関する評価について、次の点の検討を進め、考え方を明らかにする。</p> <p>① 未納者の具体的状況や属性(所得、未納期間、住所の有無、納付意向(拒否の有無)など)を明らかにし、実施機関として保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて検討する。</p> <p>② 未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を検討する。</p>

平成20年度の目標(案)	平成19年度の目標
<p>(2) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主(船員保険は船舶所有者)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>○保険料収納率 注)</p> <p>厚生年金保険: <u>98%</u>以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保  政府管掌健康保険: <u>98%</u>以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保  船員保険: <u>92%</u>以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>○口座振替実施率</p> <p>厚生年金保険: 84%以上  政府管掌健康保険: 85%以上  船員保険: 57%以上</p> <p>注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定(繰越)額の合計額に対する当年度の収納額の割合</p>	<p>(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主(船員保険は船舶所有者)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>○保険料収納率 注)</p> <p>厚生年金保険: 98.5%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保  政府管掌健康保険: 97.9%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>船員保険: 92.1%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>○口座振替実施率</p> <p>厚生年金保険: 84%以上  政府管掌健康保険: 85%以上  船員保険: 57%以上</p> <p>注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定(繰越)額の合計額に対する当年度の収納額の割合</p>

平成20年度の目標(案)	平成19年度の目標
3 保険給付事務に関する事項	3 保険給付事務に関する事項
<p>(1) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率 100%の実現を図る。</p> <p>老齢基礎・老齢厚生年金:2か月以内  (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)</p> <p>遺族基礎・遺族厚生年金:2か月以内  (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)</p> <p>障害基礎年金:3か月以内  障害厚生年金:3か月半以内</p>	<p>(3) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率 100%の実現を図る。</p> <p>老齢基礎・老齢厚生年金:2か月以内  (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)</p> <p>遺族基礎・遺族厚生年金:2か月以内  (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)</p> <p>障害基礎年金:3か月以内  障害厚生年金:3か月半以内</p>
<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率 100%の実現を図る。</p> <p>傷病手当金 :3週間以内  出産手当金 :3週間以内  出産育児一時金 :3週間以内  家族出産育児一時金 :3週間以内  埋葬料(費) :3週間以内  家族埋葬料 :3週間以内</p>	<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率 100%の実現を図る。</p> <p>傷病手当金 :3週間以内  出産手当金 :3週間以内  出産育児一時金 :3週間以内  家族出産育児一時金 :3週間以内  埋葬料(費) :3週間以内  家族埋葬料 :3週間以内</p>

平成20年度の目標(案)	平成19年度の目標
<p>(3) <u>年金記録問題への対応については、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会取りまとめ)、「年金記録問題に関する今後の対応」(平成20年1月24日)等に基づき着実に実施する。</u></p>	<p>(3) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。 (※ 平成19年度目標では「1 適用事務に関する事項」に整理)</p>
<p>4 社会保険オンラインシステムの見直し</p>	
<p>(1) 社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。</p>	<p>(目標設定せず)</p>
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項</p>	<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項</p>
<p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。</p> <p>○生徒に対する年金セミナーの実施率:全中学・高校数の35%以上</p>	<p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。</p> <p>○生徒に対する年金セミナーの実施率:全中学・高校数の35%以上</p>
<p>(2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。<u>ねんきんダイヤル応答率については前年度以上となるよう努める。</u></p>	<p>(2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。</p>
<p>(3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。</p> <p>○個人情報保護研修受研率:100%</p>	<p>(3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。</p>



平成20年度の目標(案)	平成19年度の目標
6 保健事業及び福祉施設事業に関する事項	4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項
<p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>○被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く)</p> <p>政府管掌健康保険: 内容点検 439 円以上 外傷点検 218 円以上</p> <p>船員保険: 内容点検 1,279 円以上 外傷点検 1,353 円以上</p> <p>※政府管掌健康保険については平成20年9月までの半年分の数値</p>	<p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>○被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く)</p> <p>政府管掌健康保険: 内容点検 806 円以上 外傷点検 464 円以上</p> <p>船員保険: 内容点検 1,173 円以上 外傷点検 868 円以上</p> <p>(※ 平成19年度目標では「3 保険給付事務に関する事項」に整理)</p>
<p>(2) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。</p> <p>特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い、<u>特定健康診査・特定保健指導を実施するため、被保険者に対する生活習慣病予防健診事業を拡充するとともに、被扶養者に対する健診事業を効率的に実施し、それらの健診結果等に基づき特定保健指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</u></p> <p>平成20年度においては、今後特定健康診査等基本方針で定める実施率(平成24年度において特定健康診査70%、特定保健指導45%)の達成に向けて、<u>特定健康診査40%以上(被保険者・一般健診)、特定保健指導28%以上(被保険者・政管健保)が達成できるよう、平成20年度上半期においては、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。</u></p>	<p>(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。</p> <p>特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行による特定健診・特定保健指導の義務化を見据えて、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>○健診実施割合</p> <p>政府管掌健康保険: 34%以上(40歳以上の被保険者) 船員保険: 39%以上(40歳以上の被保険者)</p> <p>○事後指導: 実施者数が前年度の実績を上回る</p>
<p>(3) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。</p>	<p>(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。</p>